

18独評第76号
平成18年8月31日

独立行政法人肥飼料検査所
理事長 上原 孝吉 殿

農林水産省独立行政法人評価委員会
委員長 松本 聰

独立行政法人肥飼料検査所の中期目標期間に係る業務の
実績に関する評価結果について

このことについて、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条
第3項の規定において準用する同法第32条第3項の規定に基づき、別添のとおり
中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果を通知する。

独立行政法人肥飼料検査所の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果
 (◎大項目、○中項目、◇小項目、※中期目標期間における評価項目)

中期目標項目	中期計画項目	評価指標及び評価方法等	中期目標期間報告	評価結果
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	◎業務運営の効率化 指標＝原則としてA評価となった中項目の数 ただし、A評価とした場合には、各中項目の達成率、その他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 A:A及びS評価の中項目数 8 B:A評価の中項目数 4～7 (又はC及びD評価がない場合) C:上記のA, B以外の場合 当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。		13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A
1 肥料関係業務 (1) 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 未利用資源の肥料化の進展等を背景として、今後、肥料の登録の申請が年間約5%増加すると見込まれる中で、肥料の品質保全の効率的かつ効果的な推進に資するため、その申請に係る調査の質を確保しつつ、業務の効率化、職員の資質の向	1 肥料関係業務 (1) 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査の質を確保しつつ、当該調査に係る職員1人当たりの調査件数を約5%向上させるため、次に掲げる事項を推進する。 ア 登録申請マニュアル及び登録Q&Aの作成	1 肥料関係業務 ○肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 【各年度における評価】 指標＝中期計画において規定されている職員1人当たりの調査件数の向上 平成13年度 146.8件/人 平成14年度 146.9件/人 平成15年度 147.0件/人 平成16年度 147.2件/人 平成17年度 147.3件/人	1 肥料関係業務 (1) 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査の質を確保しつつ、当該調査に係る職員1人当たりの調査件数を約5%向上させるため、次に掲げる事項を推進した。 これにより、肥料の登録又は仮登録の申請の調査に係る職員1人当たりの調査件数は53.3%向上した。 ア 肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図るため、作成した登録申請マニュアル、登録Q	13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A

上等を図ることにより、当該調査に係る職員1人当たりの調査件数を約5%向上させる。

・配布並びにこれらのホームページへの掲載を行い、肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図る。

A:達成度合90%以上
B:達成度合50%以上90%未満
C:達成度合50%未満

ただし、A評価とした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

イ 原材料及び生産工程のデータベース化を図ることにより、肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する確認業務の効率化を図る。

ウ 有害成分分析に関するスクリーニング手法(蛍光X線分析の導入)を実用化し、分析業務の効率化を図る。

& A等を要請に基づき配布するとともに、ホームページに掲載した登録申請マニュアル等を活用してもらうよう努めた。

作成・配布しホームページに掲載した登録申請マニュアル等は、次のとおりである。

- (ア)「登録の手引き」
- (イ)「生産工程の概要の書き方」
- (ウ)「仮登録・外国生産登録の手引き」
- (エ)「表示の手引き」
- (オ)「登録Q&A」

イ 肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する確認業務の効率化を目的として、原材料及び生産工程のデータベース化を平成14年度から開始し、中期目標期間中に421件のデータベース化を行った。

ウ 分析業務の効率化を図るため、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法のうち、汚泥肥料中のクロム、鉛、銅、亜鉛、ニッケル及びヒ素、鉍さいけい酸質肥料中のニッケル及びクロムの分析手法を開発・導入した。また、鉍さいけい酸質肥料及び軽量気泡コンクリート粉末肥料中のチタンについて、スクリーニング手法を開発した。

表1 肥料の登録又は仮登録の申請の調査に係る職員1人当たりの調査件数

	H13	H14	H15	H16	H17
調査総件数(件)	1,498	1,797	1,770	1,702	1,506
調査件数/人	214.0	256.7	252.9	243.1	215.1
向上率(%)	52.5	83.0	80.3	73.3	53.3

a) 職員1人当たり調査件数 140.3件(H7~11年平均)

b) 担当職員数 7人/年

(2) 収去品の検査
未利用資源の肥料化の進展等を背景として、平成11年の肥料取締法の改正により、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の公定規格が定められた。これにより、今後

(2) 収去品の検査
平成11年の肥料取締法の改正により、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の公定規格が定められた。これを踏まえ、従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分

○収去品の検査
【各年度における評価】
指標=各小項目の評価点数の合計

各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価: 2点、B評価: 1点、C評価: 0点

(2) 収去品の検査

従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分点数約10%の削減を図る一方、汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査を充実させるため、次に掲げる事項を推進した。
これにより、中期目標期間中に従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分点数を平均12.5%(1,081点)削減する一方、汚泥肥料等の有害成分を含有するおそ

13年度 A (4点)
14年度 A (4点)
15年度 A (4点)

は、肥料の品質保全上登録後の定期的な検査が必要となるとともに、有害成分等検査項目の多い肥料が増加することが見込まれる。このような中で、検査の質の確保を図るため、従来から検査の対成分点数を約10%削減する一方で、汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査を充実させる。

点数を約10%削減する一方、汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査を充実させるため、次に掲げる事項を推進する。

ア 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図ることにより、収去点数（汚泥肥料生産業者等新規業者とみなせる事業者が生産する肥料を除く。）を現行より約15%削減する。

イ 集中的に分析・鑑定を行うことにより検査の効率化を図る。

ウ 有害成分分析に関するスクリーニング手法を実用化し、分析業務の効率化を図る。

A: 4点
B: 2点以上4点未満
C: 2点未満

ただし、A評価とした場合には、各小項目の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

◇分析成分点数の削減【各年度における評価】

指標＝中期計画において規定されている従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分点数の削減

平成13年度 434点の削減
平成14年度 842点の削減
平成15年度 851点の削減
平成16年度 859点の削減
平成17年度 868点の削減

A: 達成度合90%以上
B: 達成度合50%以上90%未満
C: 達成度合50%未満

ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

◇汚泥肥料等の検査の充実【各年度における評価】

指標＝汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査の充実

各年度の年度計画において設定されている具体的目標に

れが高い肥料の検査を17.7%(919点)増加して充実させ、検査の質の確保を図った。

ア 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図り、収去点数（汚泥肥料生産業者等新規業者とみなせる事業者が生産する肥料を除く）を、中期目標期間中に最終的に17.7%(197点)削減した。

イ 集立入検査を毎月その月のうちの1週間に極力集中して実施し、当該月の収去品について一括して集中的に分析・鑑定を行うことにより検査の効率化を図った。

ウ 蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法のうち、汚泥肥料中のクロム、鉛、銅、亜鉛、ニッケル及びび素、鉍さいけい酸質肥料中のニッケル及びクロムの分析手法を開発・導入した。また、鉍さいけい酸質肥料及び軽量気泡コンクリート粉末肥料中のチタンについて、スクリーニング手法を開発した。

表2 従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分点数

	H13	H14	H15	H16	H17
分析成分点数(点)	7,794	6,775	7,838	7,799	7,794
削減成分点数(点)	887	1,906	843	882	887
削減率(%)	10.2	22.0	9.7	10.2	10.2

a) H12年度: 8,681点

b) 平成16年度の異物混入肥料の輸入、無登録肥料の生産が発生したことにより緊急立入検査分析点数(948点)を除く

表3 汚泥肥料等の収去点数

	H13	H14	H15	H16	H17
収去点数(点)	182	210	192	194	212

16年度
A
(4点)
17年度
A
(4点)

13年度
A
14年度
A
15年度
A
16年度
A
17年度
A

13年度
A
14年度
A
15年度
A
16年度
A

基づき、以下により評価を行う。

- A:計画どおり達成した
- B:概ね計画どおり達成した
- C:計画どおり達成できなかった

ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

増加率(%) 104.5 136.0 115.7 118.0 138.2

a) H12年度: 89点

表4 収去点数(汚泥肥料生産業者等新規業者とみなせる事業者が生産する肥料を除いたもの)

	H13	H14	H15	H16	H17
収去点数(点)	1,028	884	938	928	919
削減率(%)	7.9	20.8	15.9	16.8	17.7

a) H12年度: 1,116点

b) 平成16年度の異物混入肥料の輸入、無登録肥料の生産が発生したことによる緊急立入検査収去点数(31点)を除く

17年度
A

(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去

ア 未利用資源の肥料化の進展や食の安全・安心に対する関心の高まり等を背景として、平成11年及び平成15年に肥料取締法の改正が行われ、これに伴い立入検査業務の対象となる生産事業場数等が増加する。このような中で、農林水産大臣の指示に従い、肥料の品質保全の効率的かつ効果的な推進に資するため、

(ア) 平成11年の肥料取締法の改正以前から立入検査業務の対象となっている生産事業場については、過去5カ年の立入検査の結果に基づき、品質管理等の不十分な生産事業場に対し重点化を図ることにより、立入検査件数を約15%削減すると

(3) 立入検査等

平成11年及び平成15年の肥料取締法の改正に伴い、立入検査業務の対象となる生産事業場数等が増加することとなった。これを踏まえ、従来の検査対象肥料の立入検査件数及び収去点数を約15%削減する一方、汚泥肥料等の立入検査業務を充実させるため、次に掲げる事項を推進する。

ア 従来の検査対象肥料について、農林水産大臣の指示に従い過去の検査実績を基に、品質管理に問題が少ない生産事業場を中心に検査の頻度を削減する。

イ 汚泥肥料等の生産事業場に対する立入検査業務について、農林水産大臣の指示に従い立入検査件数及び収去点数の増加を図る。

ウ 特定普通肥料の施用者に対する立入検査については、肥料の施用

※立入検査
【中期目標期間における評価】
指標＝中期目標期間中に全事業者に対して立入検査を実施

- A:全事業者の90%以上実施
- B:全事業者の50%以上90%未満実施
- C:全事業者の50%未満実施

○立入検査等
【各年度における評価】
指標＝各小項目の評価点数の合計

各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価: 2点、B評価: 1点、C評価: 0点

- A: 6点
- B: 3点以上6点未満
- C: 3点未満

ただし、A評価にした場合には、各小項目の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に

(3) 立入検査等
中期目標期間中に、検査対象外事業者を除く全事業者933業者(平成13年4月1日現在)のうち、868業者(93%)に対し立入検査を実施した。

従来の検査対象肥料の立入検査件数及び収去点数を、15%削減させる一方、汚泥肥料等の立入検査業務を充実させるため次に掲げる事項を推進した。

これにより、従来検査対象肥料の立入検査件数及び収去点数を16.1%(83件)及び17.7%(197点)削減する一方、汚泥肥料等の立入検査数及び収去点数を267.0%(243件)及び238.2%(212点)と大きく増加させ、肥料の品質保全の効率的かつ効果的な推進を図るとともに、検査の効率的かつ効果的な検査を実施した。

ア 従来の検査対象肥料について、農林水産大臣の指示に従い過去5カ年の立入検査の結果を基に、品質管理に問題が少ない生産事業場を中心に検査の頻度を16.1%削減した。

イ 未利用資源を原料とし、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の生産事業場に対する立入検査業務について、農林水産大臣の指示に従い立入検査件数267.0%及び収去点数238.2%の増加を図った。

ウ 特定普通肥料についての立入検査指示はなかった。

5カ年
A

13年度
A
(6点)
14年度
A
(6点)
15年度
A
(6点)
16年度
A
(6点)
17年度
A
(6点)

ともに、未利用資源を原料とし、有害成分が有する汚泥肥料等立入検査件数の増加を図るほか、(ウ) 特定普通肥料の施用者に対する立入検査を行うこととする。また、これらとともに、中期目標の期間中に全事業者に対して立入検査を実施する。さらに、肥料に起因した事故発生等の緊急時における農林水産大臣からの指示に対し、機動的かつ効率的な対応により、速やかにその原因究明等を行うこととする。効率的かつ効果的な検査を行っていくため、肥料等の収去に際して、品質管理の不十分な種類の肥料を重点的に収去すること等により、中期目標の期間中の収去点数(汚泥肥料生産業者及び新規業者が生産する肥料等を除く。)を約15%削減するとともに、未利用資源を原料とする汚泥肥料等については、収去点数を増加させる。

に関係がある場所に立ち入り、帳簿書類等の検査を行うこととする。
 エ 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図る。

じD評価とすることができ

◇立入検査件数
 【各年度における評価】
 指標＝中期計画において規定されている従来の検査対象肥料の立入検査件数の削減

平成13年度	26件の削減
平成14年度	76件の削減
平成15年度	77件の削減
平成16年度	77件の削減
平成17年度	78件の削減

- A:達成度合90%以上
- B:達成度合50%以上90%未満
- C:達成度合50%未満

ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができ。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができ。

◇収去点数
 【各年度における評価】
 指標＝中期計画において規定されている従来の検査対象肥料の収去点数の削減

平成13年度	56点の削減
平成14年度	164点の削減
平成15年度	165点の削減
平成16年度	166点の削減
平成17年度	167点の削減

- A:達成度合90%以上
- B:達成度合50%以上90%未満
- C:達成度合50%未満

ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要

エ 品質管理の不十分な種類の肥料を重点的に収去すること等により、重点化を図った。

表5 従来の検査対象肥料の立入検査件数及び収去点数

	H13	H14	H15	H16	H17
立入検査件数(件)	482	435	435	434	434
削減率(%)	6.8	15.9	15.9	16.1	16.1
収去点数(点)	1,028	884	938	928	919
削減率(%)	7.9	20.8	15.9	16.8	17.7

- a) 従来から検査の対象としてきた肥料等の立入検査件数(H12年度)517件及び収去点数(H12年度)1,116点
- b) 平成16年度は異物混入肥料の輸入、無登録肥料の生産が発生したことにより緊急立入検査件数及び収去点数(15件及び31点)を除く

表6 汚泥肥料等の立入検査件数及び収去点数

	H13	H14	H15	H16	H17
立入検査件数(件)	191	241	243	243	243
増加率(%)	109.9	161.7	167.0	167.0	167.0
収去点数(点)	182	210	192	194	212
増加率(%)	104.5	136.0	115.7	118.0	138.2

a) 汚泥肥料等の立入検査件数及び収去点数(H12年度)は91件及び89点

13年度 A
 14年度 A
 15年度 A
 16年度 A
 17年度 A

13年度 A
 14年度 A
 15年度 A
 16年度 A
 17年度 A

		<p>因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>◇汚泥肥料等の検査の充実 【各年度における評価】 指標＝中期計画において規定されている汚泥肥料等の立入検査業務の充実</p> <p>〔従来の検査対象肥料の立入検査件数削減に応じた汚泥肥料の立入検査件数を増加する。〕</p> <p>A:達成した C:達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>		<p>13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>
<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 (1) 飼料及び飼料添加物の検査等 飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験について、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等により業務運営を効率化し、試験に従事する労働時間当たりの試験点数を約5%増加させる。</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 (1) 飼料及び飼料添加物の検査等 飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験について、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等による業務運営の効率化を図り、試験に従事する労働時間当たりの試験点数を約5%増加させるため、次に掲げる事項を推進する。</p> <p>ア 残留農薬及びかび毒については、化学構造式等性状が類似してい</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 ○飼料及び飼料添加物の検査等 【各年度における評価】 指標＝中期計画において規定されている基準案試験に従事する労働時間当たりの試験点数の増加</p> <p>平成13年度 2.26点/日 平成14年度 2.29点/日 平成15年度 2.31点/日 平成16年度 2.33点/日 平成17年度 2.36点/日</p> <p>A:達成度合90%以上 B:達成度合50%以上90%未満 C:達成度合50%未満</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 (1) 飼料及び飼料添加物の検査等飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験について、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等による業務運営の効率化を図り、試験に従事する労働時間当たりの試験点数を約5%増加させるため、次に掲げる事項を推進した。これにより、労働時間当たりの試験点数は、中期目標期間中に5.71%(2.370点/日)の増加をした。</p> <p>ア 同時定量法が開発されている残留農薬及びかび毒について、化学構造式等性状が類似している複数成分を同一操作で一斉に分析するとともに、中期目標</p>	<p>13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>

る複数成分を同一操作で一斉に分析する。

ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

イ 性状が類似している複数成分については、同一操作で多成分を同時に分析する方法等の開発・改良に努める。

ウ 試験実施期間等を明確にし、集約化を推進する。

期間中に残留農薬として

- ・りん系農薬35種の同時分析法
- ・グリホサート及びグリホシネートの同時定量法を、かび毒として
- ・フモニシンB1及びB2の同時定量法
- ・デオキシニバレノール及びニバレノールの同時定量法
- ・アフラトキシン異性体の同時分析法
- ・トリコテセン系かび毒3成分の同時定量法
- ・オクラトキシンA及びシトリニンの同時定量法を採用した。

イ 性状が類似している複数成分については、中期目標期間中に次に掲げる同一操作で多成分を同時に分析する方法等の開発・改良について実施し、実用可能な方法とした。

- ・4種類のポリエーテル系抗生物質(サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム及びナラシン)
- ・2種類のテトラサイクリン系抗生物質(アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン及びククロルテトラサイクリン)
- ・3種類のアミノ酸系除草剤(グリホサート、グルホシネート及び3-メチルホィニコプロピオン酸)
- ・2種類の残留農薬(アトラジン及びシマジン)
- ・2種類のトリコテセン系かび毒
- ・サイレージ中の9種類の有機酸
- ・2種類の色素(カンタキサンチン及びβ-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル)
- ・4種類のアフラトキシンの異性体(B1、B2、G1及びG2)
- ・2種類のかび毒(シトリニン及びオクラトキシンA)
- ・3種類のトリコテセン系かび毒
- ・2種類の残留農薬(シアナジン及びミクロブタニル)
- ・2種類の残留農薬(ジコホール及びトリフルラリン)
- ・3種類のフモニシン異性体(B1、B2及びB3)
- ・2種類の残留農薬(テブコナゾール及びフェナリモル)

ウ 立入検査を特定の週に実施し、試験実施期間を立入検査の翌週に集約化した。

表7 試験に従事する労働時間あたりの試験点数

	H13	H14	H15	H16	H17
試験に従事する労働時間(日)	4,468	4,365	5,068	5,337	5,288
試験点数労働時間当たり	10,331	10,118	11,794	12,534	12,531

試験点数(点/日)	2.312	2.318	2.327	2.348	2.370
対前年比(%)	3.12	0.241	0.398	0.915	0.937
平成12年度比(%)	3.12	3.381	3.793	4.742	5.709

a) 平成12年度：2.242点/日

(2) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定による立入検査、質問及び収去飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第57条の規定に基づく立入検査については、
 ① 基準・規格等の適合状況、飼料製造業者等届等の情報データベース化を行い、立入検査に係る事務の迅速・効率を図るとともに、
 ② 当該データベースを有効に活用して製造業者等の実態及び遵守状況等の把握に努め、飼料の安全性の確保のため国内単体飼料製造業者等の製造に係る飼料の検査を効率化し、牛海綿状脳症の発生防止を図るため肉骨粉等の検査及び我が国の飼料の大部分を占める輸入飼料原料の検査実を図る等適切な対応をとる。

(2) 立入検査等
 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第57条の規定に基づく収去及び付随するモニタリング検査を効率的かつ効果的に行うため、各事業年度ごとに立入検査結果及び収去品の検査結果のデータベース化を行うとともに、中期計画期間中に飼料製造業者、飼料輸入業者、飼料添加物製造業者及び飼料製造管理者届のデータベース化を行うことにより、製造業者等の実態及び遵守状況等の把握に努め、飼料の安全性の確保に重要な役割を担うこととなる。また、飼料の検査を効率化し、牛海綿状脳症の発生防止を図るため肉骨粉等の検査及び我が国の飼料の大部分を占める輸入飼料原料の検査実を図る等適切な対応をとる。

○立入検査等
 【各年度における評価】
 指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点

- A: 4点
- B: 2点以上4点未満
- C: 2点未満

ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

- ・立入検査結果及び収去品の検査結果のデータベース化

- ・飼料製造業者届等のデータベース化

上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のと

(2) 立入検査等
 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第57条の規定に基づく収去及び付随するモニタリング検査を効率的かつ効果的に行うため、中期目標期間中に立入検査結果及び収去品の試験結果計41,352件並びに飼料製造業者等届計6,721件及び飼料製造管理者届計1,652件のデータベース化を行い、事務の迅速・効率化を図った。
 当該データベース等を活用して製造業者等の製造等の実態及び基準・規格等の遵守状況等を把握することにより、国内単体飼料製造業者等の製造による魚粉、肉骨粉、植物性油かす、ふすま等に係る重金属、病原微生物のモニタリング検査を効率的に実施するとともに、牛海綿状脳症(BSE)の発生防止を図るための肉骨粉等の分析・鑑定及びとうもろこし、乾牧草に係る遺伝子組換え体、かび毒、残留農薬のモニタリング検査を充実し、輸入飼料原料の検査の充実を図った。

13年度 A (4点)
 14年度 A (4点)
 15年度 A (4点)
 16年度 A (4点)
 17年度 A (4点)

13年度 A
 14年度 A
 15年度 A
 16年度 A
 17年度 A

13年度 A
 14年度 A
 15年度 A
 16年度 A

	<p>める輸入飼料原料の 検査を充実するこ を基本とし、年度計 年度ごと具体化を図り で実施する。</p>	<p>おりとする。 A:達成度合90%以上 B:達成度合50%以上90%未 C:達成度合50%未 ただし、A評価にした場合 には、達成率及びその他の要 因を分析し、必要に応じS評 価とすることができる。また、 C評価とした場合、要因を分 析し、必要に応じD評価とす ることができる。</p>		17年度 A																		
<p>3 土壤改良資材関係業務 (1) 集取品の検査 集取品の検査に関し ては、集中的な検査を 行うこと等により、集 取品1点当りに要す る試験時間を約10% 削減する。</p>	<p>3 土壤改良資材関係業務 (1) 集取品の検査 集取品の検査につ いて、集中的に検査を行 うことにより、集取品 1点当りに要する試 験時間を約10%削減 する。</p>	<p>3 土壤改良資材関係業務 ○集取品の検査 【各年度における評価】 指標＝中期計画において規定 されている集取品1点 当りに要する試験時 間の削減 平成13年度 1.01時間の削減 平成14年度 1.02時間の削減 平成15年度 1.03時間の削減 平成16年度 1.04時間の削減 平成17年度 1.06時間の削減 A:達成度合90%以上 B:達成度合50%以上90%未 C:達成度合50%未 ただし、A評価にした場合 には、達成率及びその他の要 因を分析し、必要に応じS評 価とすることができる。また、 C評価とした場合、要因を分 析し、必要に応じD評価とす ることができる。</p>	<p>3 土壤改良資材関係業務 (1) 集取品1点当りに要する試験時間を約10%削減する ため、集中的に検査を行うことにより、中期目標期間 中に集取品1点当りに要する試験時間を、15.6%(1.6 5時間)削減した。</p> <p>表8 集取品1点当りに要する試験時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験時間(時間)</td> <td>9.00</td> <td>8.49</td> <td>8.79</td> <td>9.44</td> <td>8.90</td> </tr> <tr> <td>削減率(%)</td> <td>14.69</td> <td>19.53</td> <td>16.68</td> <td>10.52</td> <td>15.64</td> </tr> </tbody> </table> <p>a) 平成12年度の集取品1点当たりの試験時間は10.55時 間/点</p>		H13	H14	H15	H16	H17	試験時間(時間)	9.00	8.49	8.79	9.44	8.90	削減率(%)	14.69	19.53	16.68	10.52	15.64	13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A
	H13	H14	H15	H16	H17																	
試験時間(時間)	9.00	8.49	8.79	9.44	8.90																	
削減率(%)	14.69	19.53	16.68	10.52	15.64																	
<p>(2) 地力増進法の規定に よる立入検査 地力増進法(昭和 59年法律第34号) 第17条の規定に基づ き、農林水産大臣の指 示に従い、効率的かつ 効果的な立入検査を行 っていくため、</p>	<p>(2) 立入検査等 過去5カ年間の立入 検査結果を踏まえ、農 林水産大臣の指示に従 い、表示が不適切な製 造業者等に対する立入 検査業務の重点化を図 る。また、現時点にお</p>	<p>○立入検査等 【各年度における評価】 指標＝以下に掲げる事項の評 価点数の合計 以下に掲げる事項の評価点 数の区分は以下のとおりと する。 A評価：2点、B評価：1点、</p>	<p>(2) 立入検査等 過去5カ年の立入検査結果を踏まえ、農林水産大臣の 指示に従い、表示が不適切な製造業者等に対する立入 検査業務の重点化を図った。また、現時点において立 入検査未実施業者が相当程度存在することから、未実 施業者を極力減らすよう、農林水産大臣の指示に従い 立入検査を実施した。 これらを図滑に実施するため、立入検査結果及び品</p>	13年度 A (4点) 14年度 A (4点) 15年度 A (4点)																		

<p>4 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年比で1%抑制する。</p>	<p>4 業務運営の効率化及び財務運営の改善</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年比で1%抑制する。</p>	<p>ることができる。</p> <p>○業務運営の効率化による経費の抑制 指標＝各年度の運営費交付金で行う事業に係る経費（人件費及び評価実施年度の新規事業費を除く）の抑制</p> <p>A:対前年度比の抑制率が1%以上 B:対前年度比の抑制率が0.7%以上1%未満 C:対前年度比の抑制率が0.7%未満</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>○財務諸表</p> <p>4 業務運営の効率化及び財務運営の改善 各事業年度の人件費及び新規事業費を除く交付金で行う事業について、下記のとおり削減を図ることにより、対前年比で1%以上抑制した。</p> <p>表10 人件費及び新規事業費を除く交付金で行う事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営交付金支出 決算額(百万円)</td> <td>1,766</td> <td>1,787</td> <td>1,789</td> <td>1,698</td> <td>1,795</td> </tr> <tr> <td>うち人件費及び新規事業額 (百万円)</td> <td>1,297</td> <td>1,326</td> <td>1,326</td> <td>1,238</td> <td>1,336</td> </tr> <tr> <td>うちその他の 事業費(百万 円)</td> <td>468</td> <td>461</td> <td>463</td> <td>459</td> <td>459</td> </tr> <tr> <td>対前年度決算比 (%)</td> <td>-</td> <td>98.418</td> <td>98.918</td> <td>96.252</td> <td>96.835</td> </tr> </tbody> </table> <p>a) 対前年度比較において、前年度からの継続事業は比較対象に算入</p>		H13	H14	H15	H16	H17	運営交付金支出 決算額(百万円)	1,766	1,787	1,789	1,698	1,795	うち人件費及び新規事業額 (百万円)	1,297	1,326	1,326	1,238	1,336	うちその他の 事業費(百万 円)	468	461	463	459	459	対前年度決算比 (%)	-	98.418	98.918	96.252	96.835	<p>13年度 — 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>
	H13	H14	H15	H16	H17																													
運営交付金支出 決算額(百万円)	1,766	1,787	1,789	1,698	1,795																													
うち人件費及び新規事業額 (百万円)	1,297	1,326	1,326	1,238	1,336																													
うちその他の 事業費(百万 円)	468	461	463	459	459																													
対前年度決算比 (%)	-	98.418	98.918	96.252	96.835																													
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>○業務の質の向上 指標＝原則としてA評価となった中項目の割合 ただし、A評価とした場合には、各中項目の達成率、その他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>A:A及びSの割合90%以上 B:Aの割合50%以上90%未満 (又はC及びD評価がない場合) C:上記のA, B以外の場合</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記</p>		<p>13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>																														

- 1 肥料関係業務
 (1) 肥料の検査
 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査
 (ア) 肥料の登録等の申請に係る調査等については、未利用資源の肥料化の推進等を背景として、今後、肥料の登録等の申請が年間約5%増加すると見込まれる。このような中で、申請者の利便等に供するため、迅速な登録手続が可能なよう事務処理の効率化等を図り、農林水産大臣への調査結果の報告を、次の期間内に完了する。
 a 新規登録申請 30日
 b 登録更新申請 15日
 c 登録証の書替交付等の申請 30日

- 1 肥料関係業務
 (1) 肥料の検査
 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査
 (ア) 肥料の登録等の申請に係る調査等については、今後、肥料の登録等の申請が年間約5%増加すると見込まれる中で、申請者の利便等に供するため、その調査結果の農林水産大臣への報告を現行の調査期間内に完了できるよう、次に掲げる事項を推進する。
 a 登録申請マニュアル及び登録Q&Aの作成・配布並びにこれらのホームページへの掲載により、登録申請者に対して肥料登録に関する情報提供を推進する。
 b 原材料及び生産工程のデータベース化を図ることにより、肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する、登録調査業務の迅速化を図る。
 c 有害成分分析に関するスクリーニング手法を実用化し、分析業務の迅速化を図る。

載する。

- 1 肥料関係業務
 (1) 肥料の検査
 ○肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査

【各年度における評価】
 指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計
 (以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点

A: 18点以上
 B: 10点以上18点未満
 C: 10点未満

ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。
 ・新規登録申請の30日以内の報告

・登録更新申請の15日以内の報告

- 1 肥料関係業務
 (1) 肥料の検査
 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査

(ア) 肥料の登録等の申請に係る調査について、調査結果の農林水産大臣への報告を新規登録申請30日、登録更新申請15日及び登録証の書替交付等の申請30日以内に完了できるよう、次に掲げる事項を推進し、申請者の利便等に供するとともに、迅速な登録手続が可能となるよう事務処理の効率化等を図った。これにより、全ての調査結果の報告期間内に完了した。
 a 登録申請マニュアル、登録Q&A等を作成・更新し、要請に基づき配布するとともに、ホームページに掲載した登録申請マニュアル等を活用してもらうよう努めることにより、登録申請者に対して肥料登録に関する情報提供を推進した。作成・配布しホームページに掲載した登録申請マニュアル等は、次のとおりである。

- (ア)「登録の手引き」
 (イ)「生産工程の概要の書き方」
 (ウ)「仮登録・外国生産登録の手引き」
 (エ)「表示の手引き」
 (オ)「登録Q&A」

- b 原材料及び生産工程のデータベースの構築を行い、中期目標期間中に計421件のデータベース化を行うことにより、肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する登録調査業務の迅速化を図った。
 c 蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法のうち、汚泥肥料中のクロム、鉛、銅、亜鉛、ニッケル及びヒ素、鉍さいけい酸質肥料中のニッケル及びクロムの分析手法を開発・導入した。また、鉍さいけい酸質肥料及び軽量気泡コンクリート粉末肥料中のチタンについて、スクリーニング手法を開発した。

表11 肥料登録等申請の調査結果の現行調査期間内の報告状況

	H13	H14	H15	H16	H17
新規登録申請(件)	1,498	1,797	1,770	1,702	1,506
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
登録更新申請(件)	3,891	4,182	4,585	3,000	2,753
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

13年度 A (20点)
 14年度 A (20点)
 15年度 A (20点)
 16年度 A (20点)
 17年度 A (20点)

13年度 A
 14年度 A
 15年度 A
 16年度 A
 17年度 A

13年度 A
 14年度 A
 15年度 A
 16年度 A
 17年度 A

		登録証の書替交付等の申請(件)	1,770 (0)	1,178 (0)	1,591 (0)	1,377 (0)	1,399 (0)	A
		・登録証の書替交付等の申請の30日以内の報告	a) ()内は期間を超えて処理した件数(内数)					13年度 A
		・登録申請マニュアルの作成						14年度 A
								15年度 A
								16年度 A
								17年度 A
		・登録Q & Aの作成						13年度 A
								14年度 A
								15年度 A
								16年度 A
								17年度 A
(イ) 肥料の登録情報等については、登録後30営業日以内にこれをデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供する。	(イ) 肥料の登録情報等については、登録後30営業日以内にこれをデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供する。	・原材料のデータベース化	(イ) 肥料の登録情報等については、登録後30営業日以内に肥料の登録情報等のデータベース化を行い、これについて、肥飼料検査所のホームページにデータ提供している旨を掲載し、要望に応じてデータ提供を行うことにより、原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供した。					13年度 A
								14年度 A
								15年度 A
								16年度 A
								17年度 A
		・生産工程のデータベース化						13年度 A

(ウ) 肥料の登録等の申請者に対し、業務についてのアンケートを実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。

(ウ) 肥料の登録等の申請者に対し、その都度、職員の対応や登録業務に関するアンケート調査を実施し、その結果を評価することにより、業務運営の改善を行う。

・有害成分分析に関するスクリーニング手法の実用化

・肥料の登録情報等の登録後30営業日以内のデータベース化

・肥料登録アンケートの実施

上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。
A: 計画どおり達成した
B: 概ね計画どおり達成した
C: 計画どおり達成できなかった

ただし、A評価にした場合

14年度
A
15年度
A
16年度
A
17年度
A

13年度
A
14年度
A
15年度
A
16年度
A
17年度

13年度
A
14年度
A
15年度
A
16年度
A
17年度
A

(ウ) 登録申請窓口に来所した申請者等に対し、その都度アンケート調査を実施し、中期目標期間中に計480名の方から回答があった。その結果を評価することにより、業務運営の改善を行った。

13年度
A
14年度
A
15年度
A
16年度
A
17年度
A

		<p>には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	
<p>イ 肥料公定規格の設定等に関する調査 (ア) 仮登録肥料に係る肥効試験について、申請者の利便等に供するため、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、農林水産大臣の設する肥料の公定規格に関する基礎資料として、農林水産大臣に報告する。 (イ) 肥料の消費者、生産業者等の要望(アンケート調査を含む。)や科学的知見の集積等を踏まえ、人畜に被害を生ずる農産物が生産されるおそれがある肥料の施用に起因する有害成分の残留性や肥料公定規格の設定等に関する調査について、ダイオキシン類等肥料の安全性に関する課題を中心に、中期目標期間中に5件調査結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告するとともに、公表する。</p>	<p>イ 肥料公定規格の設定等に関する調査 (ア) 仮登録肥料に係る肥効試験について、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告できるよう、施肥設計、土壌条件等を考慮し、計画的な試験の推進により、迅速化を図る。 (イ) 肥料の消費者、生産業者等の要望(アンケート調査を含む。)や科学的知見の集積等を踏まえ、ダイオキシン類含有実態調査、病原性大腸菌0-157含有実態調査等肥料の安全性や人畜に被害を生ずる農産物が生産されるおそれがある肥料の施用に起因する有害成分の残留性に関する課題を中心に、中期目標期間中に5件の調査結果を取りまとめ、このため、次に掲げる事項を推進する。</p>	<p>○肥料公定規格の設定等に関する調査 【各年度における評価】 指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>〔以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。〕 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>〔満点〕＝「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <p>ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 ・仮登録肥料に係る肥効試験の計画的な推進(仮登録がなかった場合は、本事項の評価は行わない。)</p> <p>・肥料の安全性に関する課題を中心に、5件の調査結果の取り</p>	<p>イ 肥料公定規格の設定等に関する調査 (ア) 仮登録肥料に係る肥効試験については、中期目標期間中に計6件あり、農林水産大臣の設する肥料の公定規格に関する基礎資料として全て1年以内に試験結果を取りまとめて、農林水産大臣あてに報告した。 (イ) 肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、肥料公定規格の設定等に関する以下のa～eの調査を実施し、結果を取りまとめて農林水産大臣に報告するとともにホームページ上で公表した。また、f～hに掲げる事項を推進した。 a 肥料中のダイオキシン類含有量調査(下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、汚泥発酵肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、水産副産物発酵肥料、有機入り化成肥料、混合有機質肥料、乾燥菌体肥料、魚廃物加工肥料、鉍さいけい酸質肥料、焼成汚泥肥料、動物の排せつ物及びたい肥：計198点) b セレン含有量調査(りん酸質肥料及び化成肥料等：計427点) c アンチモン含有量調査(りん酸質肥料及び化成肥料等：計320点) d 牛ふん中の病原性大腸菌0-157含有実態調査(計467点) e 魚かす粉末等の有害重金属含有実態調査(魚粉等海産動物を利用した肥料及び甲殻類質肥料：計198点)</p>
			<p>13年度 A (12点) 14年度 A (12点) 15年度 A (12点) 16年度 A (12点) 17年度 A (10点)</p> <p>13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 -</p> <p>13年度 A 14年度</p>

	まとめ		A 15年度 A 16年度 A 17年度 A
a 農業者、生産業者等に対して定期的にアンケート調査等を実施するとともに、ホームページに公定規格に対する要望に関するページを設け、一般国民からのニーズを把握する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者に対する定期的なアンケート調査等の実施 ・ 生産業者等に対する定期的なアンケート調査等の実施 	f 農業者、生産業者等に対して、公定規格に対する要望に関するアンケートを作成し、年1回、定期的に実施した。	13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公定規格に対する要望に関するホームページの設置 	g ホームページ上に、公定規格に対する要望に関するページを作成・設置し、一般国民からのニーズを把握した。	13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 17年度 A
b 調査を効率的に実施するため、学識経験者等で構成する委員会等において、試	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学識経験者等で構成する委員会等における試験設計及び試験結果の評価の実施 	h 毎年度学識経験者等で構成する「肥料等技術検討会」を開催し、実施した調査研究結果の評価を行うとともに、次年度実施の調査研究計画を検討し、調査を効率的に実施した。	13年度 A 14年度 A

	<p>験設計及び試験結果の評価を実施する。</p> <p>* 取りまとめる：調査研究を行い、検討し、その結果を取りまとめ、公表資料とする。以下同じ。</p>	<p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>		<p>15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>
<p>ウ 収去品の検査</p> <p>(ア) 肥料の品質保全を図るため、収去品のうち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験を年間15件以上実施</p>	<p>ウ 収去品の検査</p> <p>(ア) 肥料の品質保全を図るため、収去品のうち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験を年間15件以上実施</p>	<p>○収去品の検査 【各年度における評価】 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 4点 B: 2点以上4点未満 C: 2点未満</p> <p>ただし、A評価にした場合には、各小項目の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>◇植害試験 【各年度における評価】 指標＝中期計画において定められている植害試験の年間15件以上の実施</p>	<p>ウ 収去品の検査</p> <p>(ア)、収去品のうち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験を中期目標期間中に年間16件以上実施し、各年度ごとの結果について肥飼料検査所のホームページ上で公表して、肥料の品質保全を図った。</p>	<p>13年度 A (4点) 14年度 A (4点) 15年度 A (4点) 16年度 A (4点) 17年度 A (4点)</p> <p>13年度 A 14年度 A 15年度 A</p>

し、その結果を公表する。

(イ) 生産業者等における品質管理技術の向上等に資するため、収去品の検査結果をデータベース化し、利用者が活用し得る形で提供する。

し、その結果を公表する。

(イ) 生産業者等における品質管理技術の向上等に資するため、収去品の検査結果をデータベース化し、利用者が活用し得る形で情報提供を行う。

A:15件以上実施
B:11件～14件実施
C:10件以下の実施

ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

◇検査結果のデータベース化等
【各年度における評価】
指標＝中期計画において定められている収去品の検査結果のデータベース化及び利用者への情報提供

各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、以下により評価を行う。

A:計画どおり達成した
B:概ね計画どおり達成した
C:計画どおり達成できなかった

ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

○肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託
【各年度における評価】
指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、

表12 植害試験の実施状況

	H13	H14	H15	H16	H17
件数(件)	21	20	20	16	21

(イ) 生産業者等における品質管理技術の向上等に資するため、収去品の検査結果のデータベース化を行い、肥飼料検査所のホームページにデータ提供している旨を掲載し、要望に応じて利用者が活用し得る形でデータ提供を行った。

エ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託
中期目標期間中に農林水産省(重金属分析)、公益法人(重金属分析)及び地方自治体(魚粉中の肉骨粉の混入の有無)から依頼があり、定めた標準処理期間内で適切に処理した。

16年度
A
17年度
A

13年度
A
14年度
A
15年度
A
16年度
A
17年度
A

13年度
－
14年度
A
(4点)
15年度
A
(4点)
16年度

<p>じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。</p>	<p>依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。 (ア) 化学分析 ((イ)を除く。) 30営業日 (イ) ダイオキシン類分析 60営業日 (ウ) 栽培試験 90営業日 (水稻等栽培期間の長い作物を用いた試験や緩効性肥料を用いた試験については除く。)</p>	<p>(C評価：0点) A: 満点×90%以上 B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満 C: 満点×50%未満</p> <p>〔満点〕=〔以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数〕×2点</p> <p>ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>— 17年度—</p>
		<p>(依頼がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。)</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> 都道府県等からの依頼に応じた肥料等の依頼分析の実施 	<p>13年度— 14年度A 15年度A 16年度— 17年度—</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 化学分析についての30営業日以内の実施 	<p>13年度— 14年度A 15年度A 16年度— 17年度—</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類分析についての60営業日以内の実施 	<p>13年度— 14年度— 15年度—</p>

		<p>・栽培試験についての 90営業日以内の実施</p> <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>— 16年度 — 17年度 — 13年度 — 14年度 — 15年度 — 16年度 — 17年度 —</p>	
<p>オ 調査研究 調査研究の実施に当たっては、肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、次に掲げる3分野に属するものの中から、毎年度適正な評価を図りつつ、3課題の調査研究の結果を取りまとめ、公表する。 (ア)肥料の生産、流通、消費の改善等に資する分野 (イ)肥料の安全性の確保等に資する分野 (ウ)肥料の検査技術の高度化(迅速化、簡便化、精度の向上等)に資する分野</p>	<p>オ 調査研究 調査研究の実施に当たっては、肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、中期目標に掲げる3分野に属するものうちから中期目標期間中に、毎年度適正な評価を図りつつ、「家畜ふんたい肥等3資材の腐熟度判定手法の開発」、「重金属の迅速分析法の開発」及び「水溶性の有害成分に係る植害試験の迅速化の開発」の3課題の調査研究の結果を取りまとめる。</p>	<p>○調査研究 【各年度における評価】 指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、 C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」＝「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <p>ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。</p>	<p>オ 調査研究 中期目標期間中に以下に掲げる課題について毎年度学識経験者等で構成する「肥料等技術検討会」を開催し、実施した調査研究結果の評価を図るとともに、次年度実施の調査研究計画を検討し、調査研究を実施して取りまとめ、ホームページ上で公表を行った。</p>	<p>13年度 A (4点) 14年度 A (4点) 15年度 A (4点) 16年度 A (4点) 17年度 B (3点)</p>

る。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

- ・「家畜ふんたい肥等3資材の腐熟度判定手法の開発」に係る調査研究の実施

- ・「重金属の迅速分析法の開発」に係る調査研究の実施

- ・「水溶性の有害成分に係る植害試験の迅速化法の開発」に係る調査研究の実施

上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。

- A: 計画どおり達成した
- B: 概ね計画どおり達成した
- C: 計画どおり達成できなかった

ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

(ア) 家畜ふんたい肥等3資材の腐熟度判定手法の開発
家畜ふんたい肥、パークたい肥及び汚泥たい肥の腐熟度判定手法の開発

13年度
—
14年度
A
15年度
—
16年度
—
17年度
—

(イ) 蛍光X線分析による重金属の迅速分析法の開発
・ 汚泥肥料中の有害重金属6成分(鉛、クロム、銅、亜鉛、ニッケル及びヒ素)
・ 鉢さいけい酸質肥料中の有害重金属3成分(ニッケル、クロム及びチタン)
・ 軽量気泡コンクリート粉末肥料中の有害重金属1成分(チタン)

13年度
—
14年度
A
15年度
A
16年度
A
17年度
A

(ウ) 花粉管及び根の伸長を指標に用いた水溶性の有害成分に係る植害試験の迅速化法の開発

13年度
—
14年度
—
15年度
A
16年度
A
17年度
B

<p>カ 牛海綿状脳症の発生に伴う対処 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、肥用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を行う、製造基準に適合するものであることを公表する。</p>	<p>カ 牛海綿状脳症の発生に伴う対処 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、肥用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を行う、製造基準に適合するものであることを公表する。</p>	<p>○牛海綿状脳症の発生に伴う対処 【各年度における評価】 指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>〔以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。〕 A評価：2点、B評価：1点 C評価：0点</p> <p>A：満点×90%以上 B：満点×50%以上かつ満点×90%未満 C：満点×50%未満</p> <p>〔「満点」＝「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点〕</p> <p>ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 (確認申請がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥料原料用の肉骨粉等の製造基準確認検査の実施 <p>・製造基準に適合するものであると認められた製造事業場の公表</p> <p>〔上記の各事項の評価方法は〕</p>	<p>カ 牛海綿状脳症の発生に伴う対処</p> <p>肥料用肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止のため、肥料用の肉骨粉等の製造業者の要請に基づき中期目標期間中に計192カ所に対して製造基準適合確認検査を実施するとともに、適合すると認められた業者については肥飼料検査所のホームページ上で公表した。</p>	<p>13年度 － 14年度 A (4点) 15年度 A (4点) 16年度 A (4点) 17年度 A (4点)</p> <p>13年度 － 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p> <p>13年度 － 14年度 A 15年度 A</p>
---	---	---	--	---

		<p>以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>16年度 A 17年度 A</p>	
<p>(2)(1)の業務に附帯する業務 ア 標準試料の配布 肥料の品質保全に資するため、肥料の検査に必要な標準試料を2年に1回作成して保管する。また、標準試料の配布は、申請を受理した日から7営業日以内に行う。</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務 ア 標準試料の配布 肥料の品質保全に資するため、肥料の検査に必要な標準試料として化成肥料2試料を2年に1回作成して適切に保管する。また、標準試料の配布は、申請を受理した日から7営業日以内に行う。</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務 ○標準試料の配布 【各年度における評価】 指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、 C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」＝「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <p>ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 ・化成肥料2試料の作成及び適切な保管</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務 ア 標準試料の配布 標準肥料として平成14年度及び平成16年度に化成肥料各2試料を作成して適切に保管するとともに、要望に応じて申請受理後7営業日以内に計184点を配布した。</p>	<p>13年度 — 14年度 A (4点) 15年度 A (4点) 16年度 A (4点) 17年度 A (4点)</p> <p>13年度 — 14年度 A 15年度 A 16年度</p>

		<p>・申請を受理した日から7営業日以内の標準試料の配布 (申請がなかった場合は本事項の評価は行わない。)</p> <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>A 17年度 A</p> <p>13年度 — 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>
イ 研修及び指導等	イ 研修及び指導等	<p>○研修及び指導等 【各年度における評価】 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、 C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>〔満点〕＝「評価を行う小項目」</p>	<p>イ 研修及び指導等</p> <p>13年度 A (4点) 14年度 A (4点) 15年度 A (4点) 16年度 A (4点) 17年度 A (4点)</p>

(ア) 肥料の取締りを行う都道府県職員の検査技術の向上、生産業者等における品質管理技術の向上等を図るため、これらの者を対象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修を年20回以上実施する。
 また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価・分析することにより、研修又は講義の内容の改善を図る。

(ア) 肥料の取締りを行う都道府県職員、生産業者等における品質管理技術者等を対象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修を年20回以上実施する。
 なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、研修又は講義の内容の改善を図る。

数」×2点

ただし、A評価にした場合には、各小項目の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができ、また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

◇研修
 【各年度における評価】
 指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。

A評価：2点、B評価：1点、
 C評価：0点

A：4点
 B：2点以上4点未満
 C：2点未満

ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

・法令又は肥料の検査技術等に関する研修の年20回以上の実施

・研修受講者に対する研修内容等のアンケート等の実施

(ア) 肥料の取締りを行う都道府県職員、生産業者等における品質管理技術者等を対象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修を中期目標期間中に計135回実施し、都道府県職員の検査技術の向上及び生産業者等の品質管理技術の向上を図った。
 また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、研修又は講義の内容の改善方法を検討した。

表13 研修の実施状況

	H13	H14	H15	H16	H17
法令関係(件)	15	14	15	16	15
肥料の検査技術(件)	11	12	13	13	11

13年度 A (4点)
 14年度 A (4点)
 15年度 A (4点)
 16年度 A (4点)
 17年度 A (4点)

13年度 -
 14年度 A
 15年度 A
 16年度 A
 17年度 A

13年度 -
 14年度 A

		<p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>①年度計画において数値目標が定められている事項 (研修実施回数) A:20回以上実施 B:14回～19回実施 C:13回以下実施</p> <p>②年度計画において定性的目標が定められている事項 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>◇講師派遣 【各年度における評価】 指標＝都道府県等の要請に応じた講師の派遣</p> <p>(要請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>A:要請に応じ派遣した B:概ね要請に応じ派遣した C:要請に応じなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>15年度 A 16年度 A 17年度 A</p> <p>(イ) 都道府県等の要請に応じ、肥料の品質保全等に関する各種会議へ講師を中期目標期間中に計延べ33名派遣した。</p> <p>13年度 - 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>
<p>ウ 国際協力 輸入肥料の品質保全、海外の品質管理技術の向上、国内外の肥</p>	<p>ウ 国際協力 輸入肥料の品質保全、海外の品質管理技術の向上、国内外の肥</p>	<p>○国際協力 【各年度における評価】 指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計</p>	<p>ウ 国際協力 JICA等の要請に応じて、研修については、中期目標期間中に計8名受入れを実施し、職員の派遣は1名行った。</p> <p>13年度 - 14年度 A</p>

料の検査及び規格基準の整合等を図るため、要請に応じ海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。

料の検査及び規格基準の整合等を図るため、JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。また、職員の語学力の向上を図るため、必要に応じJICAの主催する研修等に職員を派遣する。

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、
C評価：0点

A:満点×90%以上
B:満点×50%以上かつ満点×90%未満
C:満点×50%未満

〔満点〕＝〔以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数〕×2点

ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。
(要請等がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。)

・ JICA等の要請に応じた海外研修生の受入れ

・ JICA等の要請に応じた海外への職員の派遣

・ 必要に応じたJIC

(2点)
15年度
—
16年度
A
(2点)
17年度
—

13年度
—
14年度
—
15年度
—
16年度
A
17年度
—

13年度
—
14年度
A
15年度
—
16年度
—
17年度
—

13年度

		<p style="text-align: center;">Aの研修等への職員 の派遣</p> <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>		<p style="text-align: center;">— 14年度 — 15年度 — 16年度 — 17年度 —</p>												
<p>エ 肥料に関する情報提供等 消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、肥料の安全性に関する情報を積極的に提供するとともに、消費者、肥料の生産業者等からの問い合わせに対応する。</p>	<p>エ 肥料に関する情報提供等 消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、以下のよう具体的な措置を講ずる。 (ア) ホームページの掲載内容等の充実を図ることにより、肥料の安全性や施用方法に関する情報を積極的に提供する。 (イ) 消費者、肥料の生産業者等からの問い合わせに適切に対応する。</p>	<p>○肥料に関する情報提供等【各年度における評価】 指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」＝「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点</p> <p>ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 ・ホームページ等による安全性等に関する情報の提供</p>	<p>エ 肥料に関する情報提供等 「肥料の安全性に係る情報提供」をホームページに掲載し、内容の充実を図ることにより、肥料の安全性に関する情報を積極的に提供した。 また、肥料等関係業者、消費者等からの肥料等に係る照会・相談件数は中期目標期間中に計44,931件あり、いずれについても適切な対応を行った。</p> <p>表14 肥料等に係る照会・相談件数状況</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(件)</td> <td>6,998</td> <td>9,202</td> <td>9,811</td> <td>9,723</td> <td>9,197</td> </tr> </tbody> </table>		H13	H14	H15	H16	H17	件数(件)	6,998	9,202	9,811	9,723	9,197	<p style="text-align: center;">13年度 — 14年度 — 15年度 A (4点) 16年度 A (4点) 17年度 A (4点)</p> <p style="text-align: center;">13年度 — 14年度 —</p>
	H13	H14	H15	H16	H17											
件数(件)	6,998	9,202	9,811	9,723	9,197											

		<p>・消費者等からの問い合わせへの適切な対応 (問い合わせがなかった場合は、本事項の評価は行わない。)</p> <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>		<p>15年度 A 16年度 A 17年度 A 13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>
<p>(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去</p> <p>肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条の2の規定による立入検査等を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。また、立入検査等の結果については、肥料の分析・鑑定を確保しつつ、迅速な分析が行える手法の開発等により、農林水産大臣へ40営業日以内に報告</p>	<p>(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去</p> <p>肥料取締法の規定による立入検査等の実施に当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。また、立入検査等の結果について、肥料の精度の確保を図りつつ、農林水産大臣へ40営業日以内に報告できるよう、有害成分分析に関するスクリーニング手法の開発・実用化、分析機</p>	<p>○肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去 【各年度における評価】 指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:8点 B:4点以上8点未満 C:4点未満</p> <p>ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びそ</p>	<p>(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去</p> <p>・肥料取締法の規定による立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い、中期目標期間中に3,396件について適正に実施した。特に平成16年度においては異物混入肥料の輸入、無登録肥料の生産が発生したことにより緊急立入検査を合わせて実施した。異物混入肥料の輸入に関する緊急立入検査の結果、重金属が過剰に混入していることが判明し、カドミウム汚染された肥料の流通を未然に防止した。</p> <p>なお、平成16年度より、新たに農林水産大臣の指示により、牛の部位を原料とする肥料の製造工程について、牛のせき柱等が含まれていない製造工程で生産されていることについて製造基準との適合性について確認検査を実施し、中期目標期間中に計71件実施した。</p> <p>・立入検査を極力当該月の一週間以内 to 実施し、収去品1カ月分を一括して分析することによる分析機器の効率的利用の推進及び蛍光X線分析を用いた有害</p>	<p>13年度 A (8点) 14年度 A (8点) 15年度 A (8点) 16年度 A (8点) 17年度 A (8点)</p>

する。

器等の効率的利用等の推進により、検査の迅速化等を図る。

他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

・農林水産大臣の指示の下での立入検査の適正な実施

・農林水産大臣への40営業日以内の報告

・有害成分分析に関するスクリーニング手法の開発・実用化

・分析機器等の効率的利用の推進

上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。

A: 計画どおり達成した

成分分析に関するスクリーニング手法の開発・実用化により、分析・鑑定の精度の確保をしつつ検査の迅速化を図った。

・全ての立入検査について、その結果を、農林水産大臣へ40営業日以内に報告した。

表15 立入検査から農林水産大臣へ報告するまでに要した最長日数

	H13	H14	H15	H16	H17
日数	39	38	40	39	38

13年度
A

14年度
A

15年度
A

16年度
S

17年度
A

13年度
A

14年度
A

15年度
A

16年度
A

17年度
A

13年度
A

14年度
A

15年度
A

16年度
A

17年度
A

13年度
A

14年度
A

15年度
A

16年度
A

17年度
A

		<p>B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>		
<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 (1) 飼料及び飼料添加物の検査 ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査 飼料の安全性を向上させるため、次に掲げる飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査を行う。</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 (1) 飼料及び飼料添加物の検査 ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 (1) 飼料及び飼料添加物の検査 ○飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査 【各年度における評価】 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、 C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>「満点」＝「評価を行う小項目数」×2点</p> <p>ただし、A評価にした場合には、各小項目の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査</p>	<p>13年度 A (2点) 14年度 A (4点) 15年度 A (2点) 16年度 A (2点) 17年度 A (4点)</p>
<p>(ア) 基準・規格等に関する最新の科学的知見、諸外国における</p>	<p>(ア) 現在、飼料添加物に指定されている151品目のうち、</p>	<p>◇飼料添加物の調査 【各年度における評価】 指標＝中期計画に規定されて</p>	<p>(ア) 現在、飼料添加物に指定されている151品目のうち中期目標期間中に次に掲げる77品目について基準・規格等に関する最新の科学的知見に関</p>	<p>13年度 A 14年度</p>

- ポリオキシエチレングリセリン脂肪酸エステル)
- ・抗酸化剤 1 品目 (エトキシキン)
- ・調整剤 1 品目 (ギ酸)
- ・ミネラル 4 品目 (塩化カリウム、クエン酸鉄、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、酸化マグネシウム)

表16 飼料添加物の基準・規格調査状況

	H13	H14	H15	H16	H17
調査品目数 (品目)	15	15	15	16	16

(イ) 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査を行う。

(イ) 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査を行う。

◇飼料添加物 G L P 査察
【各年度における評価】
指標＝飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査の実施
(申請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)
A:実施した
C:実施せず
ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とす

(イ) 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準適用対象試験に対する飼料添加物 G L P (適正試験基準)検査を中期目標期間中に3件実施した。

13年度
－
14年度
A
15年度
－
16年度
－
17年度
A

イ モニタリング検査
飼料の安全性を向上させるため、次に掲げるモニタリング検査を行う。

イ モニタリング検査

○モニタリング検査
【各年度における評価】
指標＝各小項目の評価点数の合計

各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、
C評価：0点

A: 13点以上
B: 7点以上13点未満
C: 7点未満
ただし、A評価にした場合には、各小項目の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応

イ モニタリング検査

13年度
A
(14点)
14年度
A
(16点)
15年度
A
(13点)
16年度
A
(14点)
17年度
A
(14点)

(ア) 飼料中の飼料添加物、有害物質、病原微生物のモニタリン

(ア) 飼料又は飼料添加物中の飼料添加物、有害物質、病原微生物

(ア) 飼料又は飼料添加物中の飼料添加物、有害物質、病原微生物の基準・規格適合検査を中期目標期間中に年間平均11,462点実施し、その結果を事業年度ご

13年度
－
14年度

グ検査を実施し、基準・規格等の適合状況等を事業年度ごとにまとめ、公表する。また、このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等について、計画的に有害物質等による汚染状況のモニタリング検査を行い、その結果を中期計画に定め、期間ごとにまとめて公表する。

物のモニタリング検査を以下のとおり年間少なくとも9,150点実施し、基準・規格等適合状況等を事業年度ごとにまとめ、公表する。また、このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等のモニタリング検査については、検査計画を策定し、当該検査計画に基づいて検査を行い、有害物質等による汚染状況の把握に努め、その結果を四半期ごとにまとめて公表する。

じD評価とすることができる。

a 飼料及び飼料添加物中の抗菌性飼料添加物の基準・規格適合検査として
1,000点

◇飼料又は飼料添加物中の抗菌性飼料添加物の基準・規格適合検査
【各年度における評価】
指標＝中期計画において規定されている検査件数の実施
A:1,000点以上実施
B:700点以上1,000点未満実施
C:700点未満実施
ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

b 飼料中の農薬、かび毒、有害重金属等の有害物質の基準適合検査として
7,850点

◇飼料中の農薬、かび毒、有害重金属等の有害物質の基準適合検査
【各年度における評価】
指標＝中期計画において規定されている検査件数の

とに取りまとめ、ホームページ上で公表した。
また、このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等のモニタリング検査については、その結果を四半期ごとにまとめ、ホームページ上で公表した。

A
15年度
—
16年度
—
17年度
A

表17 飼料又は飼料添加物中の飼料添加物、有害物質、病原微生物の基準・規格適合検査点数

	H13	H14	H15	H16	H17
点数	10,331	10,118	11,794	12,534	12,531

a 飼料及び飼料添加物中の抗菌性飼料添加物の基準・規格適合検査として、中期目標期間中に年間平均1,070点実施した。

13年度
—
14年度
A
15年度
B
16年度
A
17年度
A

表18 飼料及び飼料添加物中の抗菌性飼料添加物の基準・規格適合検査点数

	H13	H14	H15	H16	H17
点数	1,207	1,132	860	1,070	1,079

b 飼料中の農薬、かび毒、有害重金属等の有害物質の基準適合検査として、中期目標期間中に年間平均9,984点実施した。

13年度
—
14年度
A
15年度
A

表19 飼料中の有害物質の基準・規格適合検査点数

(イ) 我が国における牛海綿状脳症の発生を踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定を行う。

(イ) 我が国における牛海綿状脳症の発生を踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定を少なくとも年間1,000点実施し、その結果を事業年度ごとに取りまとめる。

c 飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査として
300点

実施
A:7,850点以上実施
B:5,495点以上7,850点未満実施
C:5,495点未満実施
ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

◇飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査
【各年度における評価】
指標＝中期計画において規定されている検査件数の実施
A:300点以上実施
B:210点以上300点未満実施
C:210点未満実施
ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

◇飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定
【各年度における評価】
指標＝中期計画において規定されている検査件数の実施
A:1,000点以上実施
B:700点以上1,000点未満実施
C:700点未満実施
ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

	H13	H14	H15	H16	H17
点数	8,643	8,482	10,601	11,119	11,077

c 飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査として、中期目標期間中に年間平均408点実施した。

表20 飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査点数

	H13	H14	H15	H16	H17
点数	481	504	333	345	375

(イ) 飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定として中期目標期間中に動物質性飼料検体及び牛用配合飼料等について、年間平均1,851点(平成14年度から17年度実施)の分析・鑑定を実施し、その結果を事業年度ごとに取りまとめた。

表21 飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定点数及び検体数

	H13	H14	H15	H16	H17
分析・鑑定点数(点数)	-	1,372	1,714	1,948	2,370
検体数(検体)	-	382	431	393	603
うち動物質性飼料(検体)	-	270	247	117	181
うち牛用配合	-	112	184	216	422

16年度
A
17年度
A

13年度
-
14年度
A
15年度
A
16年度
A
17年度
A

13年度
-
14年度
A
15年度
A
16年度
A
17年度
A

(ウ) 抗菌性飼料添加物を含有する飼料の適正使用に資するため、畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を実施する。その際、必要に応じて遺伝子解析、動物試験等を行い、耐性菌の発現状況と飼料添加物の事業度ごとに取りまとめ、公表する。

(ウ) 抗菌性飼料添加物を含有する飼料の適正使用に資するため、畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査について、第1の2の(1)の業務運営の効率化により当該調査に従事する人員を確保し、少なくとも年間100株の菌について当該調査を実施する。また、必要に応じて遺伝子解析、動物試験等を行い、耐性菌の発現状況と飼料添加物の給与との関連を調査する。当該調査結果は、事業年度ごとに取りまとめる。また、中期計画期間中に諸外国における耐性菌対策、抗菌性飼料添加物の適正使用方策、リスクアセスメント等の耐性菌発現に係る技術的内容の検討を行う。当該検討結果は、中期目標期間中に取りまとめる。

◇耐性菌モニタリング調査
【各年度における評価】
指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点

A:満点×90%以上
B:満点×50%以上かつ満点×90%未満
C:満点×50%未満
ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

「満点」＝「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点

・ 人員の確保

・ 調査の実施（年間100株）

飼料等(検体)

- a) 平成14年度以降設置された項目であることから平成13年度については実施せず。
(ウ) 畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を行うため、人員を確保し、中期目標期間中に年間平均218株の菌について調査を実施し、その結果を取りまとめ、農林水産省に報告した。また、本調査の耐性菌発現状況は家畜衛生週報（農林水産省消費・安全局衛生管理課発行）に公表した。

表22 畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査

	H13	H14	H15	H16	H17
菌株数(株)	597	160	116	106	109

13年度 A (4点)
14年度 A (4点)
15年度 A (4点)
16年度 A (8点)
17年度 A (8点)

13年度 A
14年度 A
15年度 A
16年度 A
17年度 A

13年度 A
14年度 A
15年度 A
16年度

<p>(工) 組換え体利用飼料等の分別流通の徹底状況を確認するため、①組換え体利用</p>	<p>(工) 組換え体利用飼料等の分別流通の徹底状況を確認するため、①組換え体利用</p>	<p>・耐性菌の発現状況と飼料添加物の給与との関係の調査</p> <p>・耐性菌発現に係る技術的内容の検討</p> <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>①年度計画において数値目標が定められている事項 A:達成度合100%以上 B:達成度合70%以上100%未満 C:達成度合70%未満</p> <p>②年度計画において定性的目標が定められている事項 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>◇組換え体利用飼料等のモニタリング調査 【各年度における評価】 指標＝以下に掲げる事項の評</p>	<p>(工) 組換え体利用飼料等の分別流通の徹底状況を確認するため、中期目標期間中に①については、平成15年度までに、全ての事務所においてPCR試験設備を整備するとともに、P</p>	<p>A 17年度 A 13年度 — 14年度 — 15年度 — 16年度 A 17年度 A 13年度 — 14年度 — 15年度 — 16年度 A 17年度 A 13年度 A 14年度</p>
---	---	---	---	---

飼料等の識別検査を行う機器等の整備を行い、検査体制を整備するとともに、②組換え体飼料のモニタリング検査を実施し、組換え体利用飼料等の流通状況等を事業年度ごとに取

飼料等の識別検査を行う機器等を整備するとともに、第1の業務運営の効率化により当該調査に従事する人員を確保することにより、検査体制を整備し、②組換え体飼料のモニタリング検査を少なくとも年間100点実施する。当該組換え体利用飼料等の流通状況等を、事業年度ごとに取
さらに、③新たに開発される組換え体飼料の検査方法の開発検討、④飼料中の組換え体の定量試験法の開発、⑤組換え体の定量試験による調査を実施し、これらの結果を中期目標期間中に取りまとめる。

価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点

A:満点×90%以上
B:満点×50%以上かつ満点×90%未満
C:満点×50%未満

ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

「満点」=「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点

・機器等の整備

・人員の確保

・モニタリング検査の実施(年間100点)

CR検査技術の移転を終了した。
②については、組換え体飼料のモニタリング検査を、年間平均149点実施し、結果を取りまとめ、ホームページで公表した。
③については、Bt10系統の検査方法の実用化を行った。
④については、Bt10系統について、定量PCRによる定量法の開発を行った。
⑤については、市販ELISAキットを用いてCBH351系統を計25点実施し、結果を取りまとめ、ホームページ上で公表するとともに、農林水産大臣に報告した。

表23 組換え体飼料のモニタリング検査状況

	H13	H14	H15	H16	H17
検査点数(点)	98	111	158	137	242

A
(12点)
15年度
A
(14点)
16年度
A
(12点)
17年度
A
(12点)

13年度
A
14年度
A
15年度
A
16年度
—
17年度
A

13年度
A
14年度
A
15年度
A
16年度
A
17年度
A

13年度
B

・流通状況等の取りまとめ

・新たに開発される組換え体飼料の検査方法の開発の検討

・飼料中の組換え体の定量試験法の開発

・組換え体の定量試験による調査

〔上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づ

14年度
A
15年度
A
16年度
A
17年度
S

13年度
—
14年度
—
15年度
A
16年度
A
17年度
—

13年度
A
14年度
A
15年度
A
16年度
A
17年度
S

13年度
A
14年度
A
15年度
A
16年度
A
17年度
A

13年度
A
14年度
A
15年度
A

		<p>き達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>①年度計画において数値目標が定められている事項 A:達成度合100%以上 B:達成度合70%以上100%未満 C:達成度合70%未満</p> <p>②年度計画において定性的目標が定められている事項 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>◇基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の検査等 【各年度における評価】 指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、 C評価：0点</p> <p>A:4点 B:2点以上4点未満 C:2点未満</p> <p>ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>(オ) 基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の検査を中期目標期間中に計2,003件実施するとともに、飼料製造管理者による管理状況の検査を計1,267件実施した。また、事業年度毎の立入検査結果及び収去品の試験結果計41,352件のデータベース化を行うとともに、飼料製造業者等届計6,721件及び飼料製造管理者届計1,652件のデータベース化を行った。これにより、飼料又は飼料添加物に起因する家畜等の事故が発生した場合の機動的かつ効率的な対応等を実施した。</p>	<p>16年度 A 17年度 A</p> <p>13年度 A (4点) 14年度 A (4点) 15年度 A (4点) 16年度 A (4点) 17年度 A (4点)</p>
<p>(オ) 飼料又は飼料添加物に起因する家畜等の事故が発生した場合の機動的かつ効率的な対応等に資するため、基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の検査結果を含め、収去品の検査結果、飼料製造業者等届及び飼料製造管理者届のデータベース化を行う。</p>	<p>(オ) 飼料又は飼料添加物に起因する家畜等の事故が発生した場合の機動的かつ効率的な対応等に資する観点から、基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の検査結果を含め、各事業年度ごとに立入検査結果及び収去品の検査結果のデータベース化を行うとともに、中期計画期間中に飼料製造業者、飼料輸入業者、飼料添加物製造業者及び飼料製造管理者届のデータベース化を行う。</p>			

		<p>・立入検査結果及び収去品の検査結果のデータベース化</p> <p>・飼料製造業者届等のデータベース化</p> <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき評価することとし、その評価方法は、以下のとおりとする。</p> <p>A:達成度合90%以上 B:達成度合50%以上90%未満 C:達成度合50%未満</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができ。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>		<p>13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p> <p>13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>
<p>ウ 飼料の使用に起因する家畜被害発生時等の対応</p> <p>飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害の発生、又は有害な飼料の流通が確認された場合に被害の拡大等を実に防止する観点から、農林水産省及び都道府県等と連携して有害な飼料の流通実態の把握、原因の究明等を行う。</p>	<p>ウ 飼料の使用に起因する家畜被害発生時等の対応</p> <p>飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害の発生、又は有害な飼料の流通が確認された場合に被害の拡大等を実に防止する観点から、農林水産省及び都道府県等と連携して迅速かつ適切に有害な飼料の流通実態の把握、原因の究明等を行うため必要な検査等を行</p>	<p>○飼料の使用に起因する家畜被害発生時等の対応</p> <p>【各年度における評価】 指標＝有害な飼料の流通実態、原因究明等のための検査等の実施</p> <p>(必要がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合</p>	<p>ウ 飼料の使用に起因する家畜被害発生時等の対応</p> <p>飼料の使用に起因する家畜被害発生時等の対応として、農林水産省及び都道府県と連携して次に掲げる事項について実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エンドファイト毒素による中毒が疑われる家畜事故の原因究明のため、給与した輸入乾牧草等の分析(計25件、43サンプル) ・動物由来たん白質の混入が疑われる牛用飼料中の肉骨粉の鑑定(計3件、13サンプル) ・畜産物から農薬が検出された事例の原因究明のため、当該畜産物を出荷した農場の飼料等の分析(1件、13サンプル) ・輸入乾牧草が農薬に汚染していることが疑われたことから、農薬の分析(1件、1サンプル) ・輸入乾牧草に獣毛様の異物が混入していたことから、当該異物の動物種の判別に係る試験(2件、3 	<p>13年度 - 14年度 - 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>

	う。	には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。	サンプル) ・ジゼロシン中毒が疑われる事例の原因究明のため、飼料等の分析(2件、4サンプル)	
<p>エ 飼料及び飼料添加物の試験等の受託 飼料の安全性及び品質を向上させるため、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については極力実施する。</p>	<p>エ 飼料及び飼料添加物の試験等の受託 飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については極力実施する。 また、以下の依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。 (ア) 化学分析 ((ウ)を除く。) 30営業日 (イ) 生物分析 30営業日 (ウ) ダイオキシン類分析 60営業日</p>	<p>○飼料及び飼料添加物の試験等の受託 【各年度における評価】 指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>(以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点)</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>〔満点〕＝〔以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数〕×2点</p> <p>ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 (依頼がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。) ・都道府県等からの依頼に応じた依頼分析の実施</p> <p>・化学分析についての</p>	<p>エ 飼料及び飼料添加物の試験等の受託 飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析について中期目標期間中に計99件(延べ119項目、332サンプル)実施し、定めた標準処理期間内に全て処理した。</p>	<p>13年度 A (6点) 14年度 A (6点) 15年度 A (6点) 16年度 A (6点) 17年度 A (6点)</p> <p>13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p> <p>13年度</p>

		<p>30営業日以内の実施</p> <p>・生物分析についての30営業日以内の実施</p> <p>・ダイオキシン類分析についての60営業日以内の実施</p> <p>（上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。）</p>	<p>A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p> <p>13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p> <p>13年度 — 14年度 — 15年度 — 16年度 — 17年度 —</p>
オ 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上	オ 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上	<p>※分析法全般の解説書の作成【中期目標期間における評価】 指標＝中期目標期間中に分析法全般の解説書を作成 A:作成した C:作成しなかった</p> <p>○飼料及び飼料添加物の検査</p>	<p>オ 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上</p> <p>中期目標の期間(13～17年度)中に分析法全般の解説書である「飼料分析法・解説(2004)」を作成(16年3月18日発行)した。</p> <p>5カ年 A</p> <p>13年度</p>

(ア) 飼料及び飼料添加物の検査の迅速化・充実化に資する観点から、分析法の開発・改良を中期目標の期間中に約20件実施し、調査結果を事業年度ごとに取まとめ、公表するとともに、分析法の解説書を作成する。

(ア) 飼料及び飼料添加物の検査の迅速化・充実化に資する観点から、分析法の開発又は改良について中期目標の期間中に、農薬、天然有害物質、重金属等を対象に約20件実施し、調査結果を事業年度ごとに取まとめ、中期目標期間中に当該物質を含め、分析法全般の解説書を作成する。

技術の向上
【各年度における評価】
指標＝各小項目の評価点数の合計

各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、
C評価：0点

A:満点×90%以上
B:満点×50%以上かつ満点×90%未満
C:満点×50%未満

「満点」＝「評価を行う小項目数」×2点

ただし、A評価にした場合には、各小項目の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

◇分析法の開発及び改良
【各年度における評価】
指標＝中期計画において規定されている分析法の開発又は改良の実施

各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、以下により評価を行う。
A:計画どおり達成した
B:概ね計画どおり達成した
C:計画どおり達成できなかった

(ア) 飼料及び飼料添加物の検査の迅速化・充実化に資する観点から中期目標期間中にグリホサート、グルホシネート、リニューロン、ダイオキシニン類、3-メチルホスフィニコプロピオン酸、トリクロルホン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、キタサマイシン、ゼアラレノン、ステリグマトシスチン、塩素、デオキシニバレノール等5成分、アトラジン、シマジン、イプロジオン、ヒスタミン、トリブチルスズ化合物、クロラムフェニコール、有機酸等12成分、カンタキサンチン、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル、中性デタージェント繊維、ヒ素、アフラトキシンB1等4種類、T-2トキシシン、シトリニン、オクラトキシンA、シアナジン、ミクロブタニル、ジコホールトリフルラリン、エフロトマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エトキシキン、コレステロール、粗たん白質、酸性デタージェント

A
(4点)
14年度
A
(6点)
15年度
A
(6点)
16年度
A
(6点)
17年度
A
(6点)

13年度
A
14年度
A
15年度
A
16年度
A
17年度
A

<p>(イ) 分析法について、国際基準との比較検討を中期目標の期間中に約10件実施し、必要に応じて開発・改良を行う。</p>	<p>(イ) 分析法について、国際基準との比較検討を中期目標の期間中に栄養成分等約10件実施し、必要に応じて当該分析法の開発・改良を行う。</p>	<p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>◇分析法についての国際基準との比較検討 【各年度における評価】 指標＝中期計画において規定されている分析法の比較検討の実施</p> <p>各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき、以下により評価を行う。</p> <p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>維、カドミウム、デオキシニバレノール、ニバレノール、フモニシンB1等3種類、オクラトキシンA、テブコナゾール、フェナリモル、ニトロフェン、ベンタゾン、クロルテトラサイクリン、動物性油脂中のたん白質、粗脂肪、マイコトキシン(11成分)、ゼアラレノン、農薬(137成分)、ジカンバ、プロモキシニル、アンプロリウム、クエン酸モランテル、糊化(α化)度、りん、家きん由来DNA、反すう動物由来たん白質、鶏由来たん白質及びサルモネラ合計234成分(63件)の分析法の開発又は改良を行い、調査結果をとりまとめ、分析法をホームページ上等で公表した。</p> <p>また、中期目標期間中に、当該物質を含め分析法全般の解説書「飼料分析法・解説 2004」を作成した。</p> <p>(イ) 中期目標期間中に計10件(りん、カルシウム(原子吸光度法及びしゅう酸アンモニウム法)、粗灰分、尿素、塩酸不溶解物、粗たん白質、水分、粗脂肪及びアフラトキシンB1)について我が国の公定法(飼料分析基準)と国際基準(ISO)に差があるかどうかを確認するため比較検討を行った。</p>	<p>13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>
<p>(ウ) 牛海綿状脳症の発生を防止するための基準・規格の設定等のための分析法確立等を必要に応じて行う。</p>	<p>(ウ) 牛海綿状脳症の発生を防止するための基準・規格の設定等のための分析法確立等を必要に応じて行う。</p>	<p>◇牛海綿状脳症の発生を防止するための基準・規格の設定等のための分析法の確立等 【各年度における評価】 指標＝牛海綿状脳症の発生を防止するための基準・規格の設定等のための分析法の確立等の実施(必要がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p>	<p>(ウ) 牛海綿状脳症の発生を防止するための基準・規格の設定等に資するため、PCRによる飼料中の動物由来DNAの検出法及びELISAによる飼料中の動物由来たん白質の検出法を確立した。本検出法は検査機関等において幅広く使用されるところとなり、平成16年度には、国内20試験室において、分析法の精度確認のため共同分析を行った。</p> <p>平成17年度には、豚肉骨粉等の使用解禁に伴い、PCRによる豚肉骨粉中の反すう動物由来DNA検出法及びELISAによる豚肉骨粉中の反すう動物由来たん白質検出法を実用化した。</p>	<p>13年度 - 14年度 A 15年度 A 16年度 S 17年度 A</p>

		<p>A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>なお、PCRによる飼料中の牛・豚由来の肉骨粉の高感度検出のための分析法の特許出願に続いて、平成17年度に魚介類及び鶏由来のたん白質検出のための分析法、並びにELISAによる動物由来たん白質の検出法、イムノクロマト法による動物由来たん白質の検出法についても特許出願した。</p>	
<p>カ 標準品等の配布 成分規格等省令の規定に基づく抗生物質の常用標準品の指定は、2年に1回以上行う。 なお、常用標準品の配布は申請を受理した日から10営業日以内に行う。 また、配布申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。</p>	<p>カ 標準品等の配布 成分規格等省令の規定に基づき抗生物質の常用標準品の指定を2年に1回以上行う。なお、常用標準品の配布については、手数料の納付方法の簡略化により申請を受理した日から10営業日以内に行う。 また、配布申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、業務運営の改善を行う。</p>	<p>○標準品等の配布 【各年度における評価】 指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>〔以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。〕 A評価：2点、B評価：1点、 C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>〔「満点」＝「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点〕</p> <p>ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 ・抗生物質の常用標準品の指定</p>	<p>カ 標準品等の配布 成分規格等省令の規定に基づき、抗生物質の常用標準品の指定を平成13年、15年及び17年に行った。 配布については、中期目標期間中に計2,801本について、申請を受理した日から10営業日以内に全て配布した。 また、配布申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を実施した。 合成DNA（プライマー）については中期目標期間中に計580本配布した。 なお、合成DNA（プライマー）については、平成16年11月から配布事務を民間業者に委託し、業務を簡素化した。</p>	<p>13年度 A (8点) 14年度 A (6点) 15年度 A (8点) 16年度 A (8点) 17年度 A (4点)</p> <p>13年度 A 14年度 — 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・申請を受理した日から10営業日以内の配布 ・配布申請者に対するアンケートの実施 ・アンケートの評価に基づく業務運営の改善 <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった </p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>		13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A 13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 — 13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 —
キ 調査研究 飼料の安全性及び品	キ 調査研究 飼料の消費者、製造	○調査研究 【各年度における評価】	キ 調査研究 調査研究については、中期目標期間内に以下に掲げ	13年度 B

質を向上させるため、業
飼料の消費者、製造業
者等は検査・検定の最
係機関の要望、最新
の科学的知見、諸外国
における規制の状況、
関係する他法令による
諸規制の専門的・技術
的の内容等を踏まえ、質
飼料の安全性及び品質
に関する調査等を事業
し、調査結果を事業年
度ごとに取りまとめ、
公表する。

業者等は検査・検定の最
係機関の要望、最新
の科学的知見、諸外国
における規制の状況、
関係する他法令による
技術的内容等を踏まえ、
品質に関する課題の調
査結果を事業年度ごと
に取りまとめ

指標＝飼料の安全性及び品質
に関する調査研究の
実施及び取りまとめ

各年度の年度計画において
設定されている具体的目標に
基づき、以下により評価を行
う。

- A:計画どおり達成した
- B:概ね計画どおり達成した
- C:計画どおり達成できなかった

ただし、A評価にした場合
には、達成率及びその他の要
因を分析し、必要に応じS評
価とすることができる。また、
C評価とした場合、要因を分
析し、必要に応じD評価とす
ることができる。

る課題を実施して取りまとめ、ホームページ上等で公
表した。

(ア)飼料用動物油脂における規格設定のための調査
及び配合飼料製造工程内残留調査

(イ)ELISAによる飼料中の動物由来たん白質の
検出法として、牛由来たん白質検出キット、鶏由
来たん白質検出キットについて感度、適用範囲等
の検討を行い、同キットの実用化、豚肉骨粉中の
反すう動物由来たん白質の検出法として、新たに
モノクローナル抗体を用いた「メライザテックキ
ット」について感度、特異性等の検討を行い、同
キットの実用化

また、新たに市販される予定のイムノクロマト
法による牛由来たん白質検出キットについて、感
度や適用範囲等の評価を実施中である。

(ウ)PCRによる飼料中の肉骨粉等の高精度検出及
び動物種の識別方法として、ほ乳動物由来DNA検出
プライマー、反すう動物由来DNA検出プライマー、
牛由来DNA検出プライマー、豚由来DNA検出プライ
マー、家きん由来DNA検出プライマーの開発・実用
化

また、陽性コントロールプライマーとして、植
物由来DNA検出プライマー及び魚類DNA検出プライ
マーの開発

さらに乳製品及び卵製品を含む飼料中の肉骨粉
等の検出が可能なPCR法の実用化

(エ)PCRによる飼料中のサルモネラ属菌のスクリ
ーニング検査法について検討を行い、これまでの
調査結果を取りまとめ

さらに、監視伝染病に関連したサルモネラ6血
清型を迅速に検出する手法を開発中

(オ)食品循環資源を飼料化している事業場に対して、
BSEに関する新たな飼料規制の周知状況等に係
るアンケート調査を実施し、結果を取りまとめた。
また、15事業場について、製造・品質管理等の実
態調査を実施するとともに、経時的に一般栄養成
分、ミネラル、重金属、かび毒、病原微生物及び
動物性原料の混入の有無の分析・鑑定

(カ)厚生労働省のポジティブリスト化が想定される
農薬等の分析法を調査するため、「飼料の有害物
質等残留基準設定等における有害物質等の分析法
開発事業（農林水産省事業）」の委員会に出席し、
200種類以上の農薬の一斉分析法の検討を行う
とともに、日本国内に輸入されている飼料原料に
残留の恐れがある100種類以上の農薬の諸外国
における使用状況等の調査

さらに、GC/MSによる137成分の一斉分
析法を開発し、その他の成分の分析法を調査する

14年度
A
15年度
A
16年度
A
17年度
A

			<p>ため、「飼料の有害物質等残留基準設定等における有害物質等の分析法開発事業(農林水産省事業)」の委員会に出席し、100種類以上の農薬の一斉分析法の検討</p> <p>(キ) 輸入飼料への無登録農薬等の混入実態を調査するため、輸入穀類、乾牧草等を対象として無登録農薬等25種類について計2,648点(平成15年度から17年度)分析し、混入実態調査</p> <p>(ケ) とうもろこし加工食品中のGMO(遺伝子組換え体)混入率の定量化技術の検討として、コーングルテンミール及びコーングルテンフィードを対象とした定量化技術の検討</p> <p>また、大豆及びとうもろこしの定性法改良のため、共同試験(2種類)の参加</p>	
<p>ク 牛海綿状脳症の発生に伴う対応</p> <p>我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、以下の対応を行う。</p>	<p>ク 牛海綿状脳症の発生に伴う対応</p> <p>我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、以下の対応を行う。</p>	<p>○牛海綿状脳症の発生に伴う対応</p> <p>【各年度における評価】</p> <p>指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>(各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。)</p> <p>A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 満点×90%以上 B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満 C: 満点×50%未満</p> <p>〔満点〕＝〔評価を行う小項目数〕×2点</p> <p>ただし、A評価にした場合には、各小項目の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>(指示又は要請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p>	<p>ク 牛海綿状脳症の発生に伴う対応</p>	<p>13年度 — 14年度 A (6点) 15年度 A (6点) 16年度 A (6点) 17年度 A (4点)</p>
<p>(ア) 牛海綿状脳症の発生に関する感染源及</p>	<p>(ア) 牛海綿状脳症の発生に関する感染源及</p>	<p>◇牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究</p>	<p>(ア) 牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明のため、中期目標期間中に延べ33カ所につい</p>	<p>13年度 —</p>

び感染経路の究明に資するため、国内及び海外の飼料工場等流通経路等の検査を必要に応じて行う。

び感染経路の究明に資するため、国内及び海外の飼料工場等流通経路等の検査を必要に応じて行う。

明に資するための検査【各年度における評価】
指標＝牛海綿状脳症の発生に
関する感染源及び感染経路の究明に資するため、国内及び海外の飼料工場等に対して飼料の流通経路等の検査の実施

(農林水産省から指示されなかった場合は、本項目の評価は行わない。)

A:計画どおり達成した
B:概ね計画どおり達成した
C:計画どおり達成できなかった

ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

(イ) ペットフード等への反すう動物由来たん白質の混入を防止するとともに、ペットフード等が家畜用飼料に誤用・流用されることを防止する観点から、ペットフード等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであることを公表する。

(イ) ペットフード等への反すう動物由来たん白質の混入を防止するとともに、ペットフード等が家畜用飼料に誤用・流用されることを防止する観点から、ペットフード等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであることを公表する。

◇ペットフード等の製造基準適合確認検査

【各年度における評価】
指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点
C評価：0点

A:満点×90%以上
B:満点×50%以上かつ満点×90%未満
C:満点×50%未満

ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。
「満点」＝「以下に掲げる事項の

て、給与飼料の流通経路、肉骨粉等の交差汚染の可能性等の検査を実施した。

14年度 A
15年度 A
16年度 A
17年度 -

(イ) ペットフード等製造業者からの申請に応じ製造基準適合確認検査を中期目標期間中に計108件実施し、製造基準に適合すると認めた事業場をホームページ上に公表した。

13年度 -
14年度 A (4点)
15年度 A (4点)
16年度 A (4点)
17年度 A (4点)

うち評価を行う事項数」×2点
 (確認申請がなかった場合は、
 当該事項の評価は行わない。)
 ・ペットフード等の製
 造基準適合確認検査
 の実施

・製造基準に適合する
 ものであると認めた
 製造事業場の公表

上記の各事項の評価方法は
 以下のとおりとする。
 A:計画どおり達成した
 B:概ね計画どおり達成した
 C:計画どおり達成できな
 かった

ただし、A評価にした場合
 には、達成率及びその他の要
 因を分析し、必要に応じS評
 価とすることができる。また、
 C評価とした場合、要因を分
 析し、必要に応じD評価とす
 ることができる。

(ウ) 飼料を海外に輸出
 する飼料業者等から
 の要請に基づき、肉
 骨粉等の使用に関す
 る検査を製造現場の
 確認を含め実施す
 る。

(ウ) 飼料を海外に輸出
 する飼料業者等から
 の要請に基づき、肉
 骨粉等の使用に関す
 る検査を製造現場の
 確認を含め実施す
 る。

◇飼料輸出業者の要請に基づ
 く肉骨粉の使用に関する検
 査
 【各年度における評価】
 指標＝肉骨粉の使用に関する
 検査の実施
 (要請がなかった場合は、本
 項目の評価は行わない。)
 A:計画どおり達成した
 B:概ね計画どおり達成した
 C:計画どおり達成できな
 かった
 ただし、A評価にした場合

(ウ) 飼料を輸出する業者からの要請に基づき、肉骨粉
 等の使用に関する検査を中期目標期間中に計47件実
 施した。

13年度
 ー
 14年度
 A
 15年度
 A
 16年度
 A
 17年度
 A

13年度
 ー
 14年度
 A
 15年度
 A
 16年度
 A
 17年度
 A

13年度
 ー
 14年度
 A
 15年度
 A
 16年度
 A
 17年度
 A

		<p>には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	
<p>(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務 ア 検定及び表示 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務は、申請のあった日から20営業日以内に処理する。 また、検定申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。</p>	<p>(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務 ア 検定及び表示 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務を適正に実施する。当該業務は、事務手続の簡素化により申請を受理した日から20営業日以内に処理する。 また、検定申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、業務運営の改善を行う。</p>	<p>(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務 ○検定及び表示 【各年度における評価】 指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A：8点 B：4点以上8点未満 C：4点未満</p> <p>ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料添加物の検定及び表示の業務の適正実施 <p>・申請のあった日から20営業日以内の処理</p>	<p>(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務 ア 検定及び表示 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、中期目標期間中に計2,459件を適正に実施した。さらに、申請のあった日から20営業日以内に全ての検定を処理した。 また、検定申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行った。</p> <p>13年度 A (8点) 14年度 A (8点) 15年度 A (8点) 16年度 A (8点) 17年度 A (8点)</p> <p>13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p> <p>13年度 A 14年度 A 15年度 A</p>

		<p>・検定申請者に対するアンケート等の実施</p> <p>・アンケートの評価に基づく業務運営の改善</p> <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>16年度 A 17年度 A</p> <p>13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p> <p>13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>
<p>イ 検定方法等の技術的内容に関する調査 飼料又は飼料添加物の安全性を向上させるため、検定及び表示の科学的知見等に基づく専門的・技術的な内容の調査等を行い、調査結果を事業年度ごとに取りまとめ、公表する。</p>	<p>イ 検定方法等の技術的内容に関する調査 飼料又は飼料添加物の安全性の向上に資する観点から、検定及び表示の業務について、最新の科学的知見等に基づく専門的・技術的な内容の調査等を行い、調査結果を事業年度ごとに取りまとめる。</p>	<p>○検定方法等の技術的内容に関する調査 【各年度における評価】 指標＝検定及び表示の業務に係る最新の科学的知見等に基づく専門的・技術的な内容の調査の実施及びその結果の取りまとめ</p> <p>各年度の年度計画において設定されている具体的目標に</p>	<p>イ 検定方法等の技術的内容に関する調査 飼料及び飼料添加物の安全性の向上に資する観点から、検定及び表示の業務について以下に掲げる課題の調査を実施し、その結果をとりまとめ、ホームページ上で公表した。 (ア) 抗生物質15品目(亜鉛バシトラシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、キタマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、セデカマイシン、センデュラマイシンナトリウム、チオペプチン、デストマイシンA、ノシヘプタイド、バージニアマイシン、ピコザマイシン、モ</p> <p>13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>

基づき、以下により評価を行う。

- A:計画どおり達成した
- B:概ね計画どおり達成した
- C:計画どおり達成できなかった

ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

(3) 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導
登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、検定実績のある登録検定機関に対して年1回調査を実施するとともに、検定の精度管理等について技術的な指導を行う。
検定業務に係る技術水準の維持・向上を図るため、共通試料を用いた登録検定機関の技術水準の確認試験を年1回実施する。

(3) 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導
登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、検定実績のある登録検定機関に対して年1回分析技術の維持状況を調査し、検定の精度管理等について技術的な指導を行う。
検定業務に係る技術水準の維持・向上を図るため、共通試料を用いた登録検定機関の技術水準の確認試験を年1回実施する。

○飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導
【各年度における評価】
指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点

- A:6点
- B:3点以上6点未満
- C:3点未満

ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。
・検定実績のある登録検定機関に対する分析技術の維持状況の調査の実施

ネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム及び硫酸コリスチン)について、検定及び表示の業務の調査
(イ) 飼料級抗生物質の製造用原体の簡易単回投与毒性試験及び栄養成分の規格について、当該試験等の必要性を検証するため、これまでに実施している試験の実績及び諸外国の実情調査
(ウ) 特定飼料の検定方法に関する分析精度を調査するため、共通試料による共同試験の実施

(3) 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導
登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、中期目標期間中に全ての登録検定機関に対して年1回分析技術の維持状況を調査し、技術的な指導を行った。
共通試料を用いた登録検定機関の技術水準の確認試験を中期目標期間中に年1回実施し、検定業務にかかる技術水準の維持・向上を図った。

表24 登録検定機関に対する技術上の指導状況

	H13	H14	H15	H16	H17
対象機関数(機関)	14	14	6	3	3
指導数(機関)	14	14	6	3	3
技術水準の確認試験数(機関)	17	17	6	6	11

a) 技術水準の確認試験は述べ数である。

13年度 A (6点)
14年度 A (6点)
15年度 A (6点)
16年度 A (6点)
17年度 A (6点)

13年度 A
14年度 A
15年度 A
16年度 A

		<ul style="list-style-type: none"> ・調査に基づく技術的な指導の実施 ・共通試料を用いた登録検定機関の技術水準の確認試験の実施 <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	17年度 A 13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A 13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A	
(4) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査	(4) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査	○飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査 【各年度における評価】 指標＝各小項目の評価点数の合計 <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、 C評価：0点</p> A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×	(4) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査	13年度 — 14年度 — 15年度 A (2点) 16年度 A (2点) 17年度 A

<p>ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査 (ア) 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を中期計画に定め、処理期間内に検査を終了するよう努める。</p> <p>(イ) 申請者に対し、業務についてのアンケートを実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。</p>	<p>ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査 (ア) 特定飼料等製造業者(外国特定飼料等製造業者を除く。)の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を50営業日と定め、処理期間内に検査を終了するよう努める。</p> <p>(イ) 申請者に対し、業務についてのアンケートを実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。</p>	<p>90%未満 C: 満点×50%未満</p> <p>〔満点〕=〔評価を行う小項目数〕×2点</p> <p>ただし、A評価にした場合には、各小項目の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>◇特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査</p> <p>【各年度における評価】 指標=以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>〔以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。〕 A評価：2点、B評価：1点 C評価：0点</p> <p>A: 満点×90%以上 B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満 C: 満点×50%未満</p> <p>ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>〔満点〕=〔以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数〕×2点</p> <p>(申請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。) ・登録等の申請に係る検査の50営業日以</p>	<p>ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査 特定飼料等製造業者の登録等の申請がなく、本業務は実施しなかった。</p>	<p>(2点)</p> <p>13年度 — 14年度 — 15年度 — 16年度 — 17年度 —</p>
--	--	---	--	--

イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査
 (ア) 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を中期計画に定め、処理期間内に検査を終了するよう努める。
 (イ) 申請者に対し、業務についてのアンケートを実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。

イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査
 (ア) 規格設定飼料製造業者(外国規格設定飼料製造業者を除く。)の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を40営業日と定め、処理期間内に検査を終了するよう努める。
 (イ) 申請者に対し、業務についてのアンケートを実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。

内の終了
 ・申請者に対するアンケートの実施
 ・アンケートの評価に基づく業務運営の改善

上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。
 A:計画どおり達成した
 B:概ね計画どおり達成した
 C:計画どおり達成できなかった

ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

◇規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査
 【各年度における評価】
 指標=以下に掲げる事項の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
 A評価：2点、B評価：1点
 C評価：0点

A:満点×90%以上
 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満
 C:満点×50%未満

ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

「満点」=「以下に掲げる事項の

イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査
 規格設定飼料製造業者の登録等の申請がなく、本業務は実施しなかった。

13年度
 -
 14年度
 -
 15年度
 -
 16年度
 -
 17年度
 -

<p>ウ 飼料等の製造・品質管理の高度化に関する検査 有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料等の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。また、収去品の検査の結果、基準規格等に抵触する事例等が認められた場合にあっては、製造・品質管理の方法等の改善に係る技術的指導及び情報の提供を行う。</p>	<p>ウ 飼料等の製造・品質管理の高度化に関する検査 有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料等の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。 特にHACCPによる飼料等の製造・品質管理の高度化に資するため、飼料工場における飼料中の飼料添加物及び飼料汚染の危害分析のためのモニタリング調査を行うとともに、配合飼料製造にお</p>	<p>「うち評価を行う事項数」×2点 (申請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。) ・登録等の申請に係る検査の40営業日以内の終了 ・申請者に対するアンケートの実施 ・アンケートの評価に基づく業務運営の改善</p> <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成できなかった C:計画どおり達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>◇飼料等の製造・品質管理の高度化に関する検査 【各年度における評価】 指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に</p>	<p>ウ 飼料等の製造・品質管理の高度化に関する検査</p> <p>・牛用等飼料に肉骨粉等が混入することを防止する観点から、飼料等を製造する事業場に対して、製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行った。 ・製造にあたり事前に農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する全ての事業場について、製造・品質管理状況を確認した。 特に牛のせき柱及び死亡牛を飼料の原料から排除するため、動物性油脂の製造工程について農林水産大臣による確認制度が導入されたことから、全ての飼料用動物性油脂製造事業場について製造・品質管理状況を確認した。 また、輸入魚粉等の製造工程について農林水産大臣による確認制度も導入されたことから、輸入魚粉等の輸入業者及び輸入先の製造事業場の管理</p>	<p>13年度 — 14年度 — 15年度 A (2点) 16年度 A (6点) 17年度 A (6点)</p>
---	--	--	--	--

けるサルモネラ汚染防止対策の充実に資するため、平成13年度に、①アンケート調査等の実施による配合飼料工場における汚染防止対策の実施状況の確認、②飼料原料及び配合飼料のサルモネラ汚染モニタリング調査、③配合飼料製造工程におけるサルモネラ汚染実態の把握、汚染原因究明及び汚染防止対策の効果の確認、④サルモネラの簡易試験法の開発を行う。

また、収去品の検査の結果、基準規格等に抵触する事例等が認められた場合にあっては、製造・品質管理の方法等の改善に係る技術的指導及び情報の提供を行う。

応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

〔満点〕＝「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点

(必要がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。)

- ・飼料等の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査の実施

- ・飼料等の製造設備等の管理の高度化に係る技術的指導の実施

- ・アンケート調査等の実施による配合飼料工場における汚染防止対策の実施状況の確認

- ・飼料原料及び配合飼料のサルモネラ汚染モニタリング調査の実施

状況を595件確認した。

- ・収去品の試験の結果、基準規格等に抵触する事例等が認められた延べ34事業所に対して製造・品質管理の方法等の改善に係る技術的指導及び情報提供を行った。

13年度
—
14年度
—
15年度
—
16年度
A
17年度
A

13年度
—
14年度
—
15年度
—
16年度
A
17年度
A

13年度
—
14年度
—
15年度
—
16年度
—
17年度
—

13年度
—
14年度
—
15年度

・配合飼料製造工程におけるサルモネラ汚染実態の把握、汚染原因究明及び汚染防止対策の効果の確認

・サルモネラの簡易試験法の開発

・基準規格等に抵触する事例が認められた場合の必要に応じた製造・品質管理の方法等の改善に係る技術的指導及び情報提供の実施

上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。

A: 計画どおり達成した
B: 概ね計画どおり達成した
C: 計画どおり達成できなかった

—
16年度

—
17年度

—
13年度

—
14年度

—
15年度

—
16年度

—
17年度

—
13年度

—
14年度

—
15年度

—
16年度

—
17年度

—
13年度

—
14年度

—
15年度

A
16年度

A
17年度

A

		<p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>														
<p>(5) (1) ~ (4) の業務に附帯する業務 ア 研修及び指導等</p> <p>(ア) 飼料の安全性及び品質を向上させるため、検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令又は試験技術等の研修を年10回以上、飼料製造管理者資格取得講習会を2年に1回以上実施する。</p>	<p>(5) (1) ~ (4) の業務に附帯する業務 ア 研修及び指導等</p> <p>(ア) 検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令又は試験技術等の研修を年10回以上、飼料製造管理者資格取得講習会を2年に1回以上実施する。</p>	<p>(5) (1) ~ (4) の業務に附帯する業務 ○研修及び指導等 【各年度における評価】 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 満点×90%以上 B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満 C: 満点×50%未満</p> <p>「満点」＝「評価を行う小項目数」×2点</p> <p>ただし、A評価にした場合には、各小項目の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>◇法令又は試験技術等の研修 【各年度における評価】 指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p>	<p>(5) (1) ~ (4) の業務に附帯する業務 ア 研修及び指導等</p> <p>(ア) 検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して中期目標期間中に法令研修計88回、試験技術等の研修計128回実施するとともに、飼料製造管理者資格取得講習会を毎年度実施した。</p> <p>表25 研修実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法令研修(回)</td> <td>16</td> <td>7</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>		H13	H14	H15	H16	H17	法令研修(回)	16	7	22	23	20	<p>13年度 A (8点) 14年度 A (8点) 15年度 A (8点) 16年度 A (8点) 17年度 A (8点)</p> <p>13年度 A (4点) 14年度 A (4点) 15年度 A (4点)</p>
	H13	H14	H15	H16	H17											
法令研修(回)	16	7	22	23	20											

	技術等研修(回)	51	21	20	19	17	
<p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>〔満点〕=〔以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数〕×2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令又は試験技術等の研修の年10回以上の実施 ・飼料製造管理者資格取得講習会の実施 (必要がなかった場合は、本事項の評価は行わない。) <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>①年度計画において数値目標が定められている事項 (研修実施回数) A:10回以上実施 B:7回～9回実施 C:6回以下実施</p> <p>②年度計画において定性的目標が定められている事項</p>							16年度 A (4点) 17年度 A (4点)

A:計画どおり達成した
 B:概ね計画どおり達成した
 C:計画どおり達成できなかった

ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

◇講師派遣

【各年度における評価】
 指標＝都道府県等の要請に応じた講師の派遣
 (要請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)

A:要請に応じ派遣した
 B:概ね要請に応じ派遣した
 C:要請に応じなかった

ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

◇国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ参画
 【各年度における評価】
 指標＝事業検討委員会等への参画及び協力

(国、関連団体等が行う事業検討委員会等への参画依頼がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)

A:参画し、協力を行った
 B:概ね参画し、協力を行った
 C:協力を行わなかった

(イ) 都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性及び品質に関する各種会議へ講師を派遣する。

(イ) 都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性及び品質に関する各種会議へ講師を派遣する。

(ウ) 国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力をを行う。
 なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その結果を評価するこにより研修又は講義の内容の改善を図る。

(ウ) 国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力をを行う。
 なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、研修又は講義の内容の改善を図る。

(イ) 都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性の確保等に関する各種会議へ講師を中期目標期間中に計94回、延べ112名派遣した。

13年度 A
 14年度 A
 15年度 A
 16年度 A
 17年度 A

(ウ) 国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ中期目標期間中に延べ160回参画し、専門的・技術的見地からの協力を行った。
 また、研修受講者等に対して研修又は講義の内容についてアンケートを取り、その評価に基づき、研修又は講義の内容の改善を図った。

13年度 A
 14年度 A
 15年度 A
 16年度 A
 17年度 A

ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

◇研修受講者等に対するアンケート
【各年度における評価】
指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、
C評価：0点

A: 4点
B: 2点以上4点未満
C: 2点未満

ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

・研修受講者、会議主催者等に対する研修又は講義の内容についてのアンケートの実施

・アンケートの評価に基づく研修又は講義の内容の改善
上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。
A:計画どおり達成した

13年度
A
(4点)
14年度
A
(4点)
15年度
A
(4点)
16年度
A
(4点)
17年度
A
(4点)

13年度
A
14年度
A
15年度
A
16年度
A
17年度
A

13年度
A
14年度
A
15年度
A

		<p>B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>		<p>16年度 A 17年度 A</p>
<p>イ 国際協力 飼料の安全性及び品質に関する国際協力を推進するため、要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。</p>	<p>イ 国際協力 JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ及び海外への職員の派遣を行う。また、職員の語学力向上を図るため、必要に応じ、JICAの主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>○国際協力 【各年度における評価】 指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>〔以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。〕 A評価：2点、B評価：1点、 C評価：0点</p> <p>A:満点×90%以上 B:満点×50%以上かつ満点×90%未満 C:満点×50%未満</p> <p>〔「満点」＝「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点〕</p> <p>ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 (要請等がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JICA等の要請に応じた海外研修生の受け入れ 	<p>イ 国際協力 JICA等の要請に応じて、研修については、中期目標期間中に計21名受入れを実施し、職員の派遣は、中期目標期間中に計7名行った。 また、JICAの主催する研修等に中期目標期間中に計3名を派遣した。</p>	<p>13年度 A (6点) 14年度 A (4点) 15年度 A (4点) 16年度 A (2点) 17年度 A (4点)</p> <p>13年度 A 14年度 — 15年度 A 16年度 A</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ J I C A等の要請に応じた海外への職員の派遣 ・ 必要に応じた J I C Aの研修等への職員の派遣 <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	17年度 A 13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 — 17年度 A 13年度 A 14年度 A 15年度 — 16年度 — 17年度 —	
ウ 飼料に関する情報提供等 消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、飼料の安全性に関する情報を積極的に提供するとともに、消費者、飼料の製造業者等からの問い合わせに対応する。	ウ 飼料に関する情報提供等 消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、以下のよう具体的な措置を講ずる。 (ア) ホームページの掲載内容等の充実を図ることにより、飼料の安全性に関する情報を積極的に提供する。	○飼料に関する情報提供等 【各年度における評価】 指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計 以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点 A: 満点×90%以上 B: 満点×50%以上かつ満点×90%未満	ウ 飼料に関する情報提供等 飼料及び飼料添加物に関する行政サービスの向上に資する観点から、次のような対応を行った。 (ア) 中期目標期間中に輸入飼料原料中の有害物質のモニタリング結果、高病原性鳥インフルエンザに関する飼料工場の対応についてのQ&A等、農林水産大臣の確認を受けた動物由来たん白質の製造事業場一覧表、農林水産省から発出された飼料に関する通知等をホームページに掲載した。また、関係法令の改正等に	13年度 — 14年度 — 15年度 A (4点) 16年度 A (4点) 17年度 A

	<p>(イ) 消費者、飼料の製造業者等からの問い合わせに適切に対応する。</p>	<p>C: 満点 × 50%未満</p> <p>〔満点〕=〔以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数〕× 2点</p> <p>ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ等による安全性に関する情報の提供 ・ 消費者等からの問い合わせへの適切な対応 (問い合わせがなかった場合は、本事項の評価は行わない。) <p>〔上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。〕 A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>伴い掲載内容を随時更新し、情報提供を行った。</p> <p>(イ) 消費者及び飼料等関係業者等からの飼料等に係る照会・相談等問い合わせは中期目標期間中に計7,730件あり、いずれも適切な対応を行った。</p>	<p>(4点)</p> <p>13年度 — 14年度 — 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p> <p>13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>
<p>(6) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する</p>	<p>(6) 飼料安全法の規定による立入検査、質問及</p>	<p>○飼料安全法の規定による立入検査、質問及び収去</p>	<p>(6) 飼料安全法の規定による立入検査、質問及び収去飼料安全法第57条に規定する立入検査は、中期目</p>	<p>13年度 B</p>

る法律の規定による立入検査、質問及び収去

ア 立入検査及び質問の結果については、立入検査の日から30営業日以内に農林水産大臣に報告する。

イ 収去品の試験結果については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験の精度を確保しつつ、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等により試験の迅速化等を図ることとし、試験に要する標準処理期間を中期計画に定め、処理期間内に終了

び収去

ア 立入検査及び質問の結果の報告については、第1の2の(2)の業務運営の効率化により立入検査実施後の事務処理等の迅速化を図ることにより立入検査の日から30営業日以内に農林水産大臣に報告する。

イ 収去品の試験結果の報告については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験の精度を確保しつつ、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等により試験の迅速化等を図ることとし、試験に要する標準処理期間を収去した日から20営業日と定

【各年度における評価】
指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点

A:満点×90%以上
B:満点×50%以上かつ満点×90%未満
C:満点×50%未満

「満点」＝「以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数」×2点

ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

・立入検査及び質問の結果の農林水産大臣への30営業日以内の報告

・20営業日以内の試験の実施

・試験の結果の農林水

標期間中に延べ計3,504件実施するとともに農林水産大臣の指示に基づき適切に実施した。

ア 立入検査及び質問の結果の報告については、第1の2の(2)の業務運営の効率化により立入検査実施後の事務処理等の迅速化を図り、立入検査の日から全て30営業日以内に農林水産大臣に報告した。

表26 立入検査から農林水産大臣へ報告するまでに要した最長日数

	H13	H14	H15	H16	H17
日数	30	30	30	29	29

イ 収去品の試験結果の報告については、試験に要する標準処理期間(20営業日)内に試験を終了するよう努め、試験終了後の事務処理等の迅速化を図ることにより、試験が終了した日から全て20営業日以内に農林水産大臣に報告した。
また、試験は平成13年度(牛海綿状脳症発生に伴う緊急対応等による)を除き全て標準処理期間(20営業日)内に終了した。

表27 収去品の試験結果について分析終了から農林水産大臣へ報告するまでに要した最長日数及び試験に要した最長日数

(5点)
14年度
A
(8点)
15年度
A
(16点)
16年度
A
(16点)
17年度
A
(14点)

13年度
A
14年度
A
15年度
A
16年度
A
17年度
A

13年度
B
14年度
A
15年度
A
16年度
A
17年度
A

13年度

するよう努めるとともに、試験が終了した日から20営業日以内に農林水産大臣に報告する。

ウ 我が国において牛海綿状脳症が発生したことに伴い、その感染源及び感染経路の究明並びに今後の牛海綿状脳症の発生の防止のために緊急に実施する立入検査についての指示に迅速かつ適切に対応する。

エ 収去品の試験結果の信頼性を確保する観点から、試験の信頼性保証に係る各種制度の技術的な調査を行い、飼料の試験に適した信頼性確保の在り方を検討するとともに、検討結果を踏まえ、試験の信頼性を確保するための責任体制の明確化及び手順書の作成を進める。

め、処理期間内に試験が終了するように努めるとともに、試験終了後の事務処理等の迅速化を図ることにより、試験が終了した日から20営業日以内に農林水産大臣に報告する。

ウ 我が国において牛海綿状脳症が発生したことに伴い、その感染源及び感染経路の究明並びに今後の牛海綿状脳症の発生の防止のために緊急に実施する立入検査についての指示に迅速かつ適切に対応する。

エ 収去品の試験結果の信頼性を確保する観点から、試験の信頼性保証に係るGLP、ISO等の各種制度の技術的な調査を行い、飼料の試験に適した信頼性確保の在り方を検討するとともに、検討結果を踏まえ、試験の信頼性を確保するため中期目標期間中に以下の体制を整備する。
 (ア) 試験実施部門責任者、信頼性保証部門責任者及び試料保管部門責任者の設置
 (イ) 試験の実施、主要な機器の保守管理等に関する標準操作手順書の作成

産大臣への試験終了後20営業日以内の報告

・牛海綿状脳症の感染源及び感染経路の究明のための立入検査の迅速かつ適切な実施
 (検査指示がなかった場合は、本事項の評価は行わない。)

・試験の信頼性保証に係るGLP等各種制度の技術的な調査

・試験に適した信頼性確保の在り方の検討

・試験実施部門責任者等の設置

	H13	H14	H15	H16	H17
報告までに要した日数(日)	20	20	20	20	20
試験に要した日数(日)	35	20	20	20	20

ウ 牛海綿状脳症の感染源及び感染経路の究明等のため緊急に実施する立入検査について、中期目標期間中に計24件を指示に基づき迅速かつ適切に対応した。

エ 試験結果の信頼性を確保する観点から、OECD-GLP、食品GLP、ISO-17025の制度について技術的な調査を行い、飼料の試験に適した信頼性確保の在り方を検討した。
 これらを踏まえ、中期目標期間中に①本部及び各事務所に運営管理者、試験責任者、試・資料保管責任者を、本部に信頼性保証分門責任者を設置し、②信頼性保証プログラム、試験実施に係る標準操作手順書、機器の保守・管理に係る標準操作手順書を整備し、③試験結果報告書の査察を実施した。

A
 14年度
 A
 15年度
 A
 16年度
 A
 17年度
 A
 13年度
 -
 14年度
 A
 15年度
 A
 16年度
 A
 17年度
 -
 13年度
 -
 14年度
 -
 15年度
 A
 16年度
 A
 17年度
 A
 13年度
 -
 14年度
 -
 15年度

		<p>・試験の実施等に関する標準操作手順書の作成</p> <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>A 16年度 A 17年度 A</p> <p>13年度 — 14年度 — 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>	
<p>3 土壤改良資材関係業務</p> <p>(1) 土壤改良資材の検査</p> <p>ア 土壤改良資材の表示の内容に関する品質の検査</p> <p>(ア) 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施する。</p> <p>(イ) 製造業者等における品質管理技術の向</p>	<p>3 土壤改良資材関係業務</p> <p>(1) 土壤改良資材の検査</p> <p>ア 土壤改良資材の表示の内容に関する品質の検査</p> <p>(ア) 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施する。</p> <p>(イ) 製造業者等における品質管理技術の向</p>	<p>3 土壤改良資材関係業務</p> <p>(1) 土壤改良資材の検査</p> <p>○土壤改良資材の表示の内容に関する品質の検査 【各年度における評価】 指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、 C評価：0点</p> <p>A:4点 B:2点以上4点未満 C:2点未満</p>	<p>3 土壤改良資材関係業務</p> <p>(1) 土壤改良資材の検査</p> <p>ア 土壤改良資材の表示の内容に関する品質の検査</p> <p>(ア) 品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施することにより、土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図った。</p> <p>(イ) 集取品の検査結果のデータベース化を中期目標期間中に計98件行い、肥飼料検査所のホームページ</p>	<p>13年度 A (4点) 14年度 A (4点) 15年度 A (4点) 16年度 A (4点) 17年度 A (4点)</p>

<p>上等に資するため、集取品の検査結果をデータベース化し、利用者が活用し得る形で提供する。</p>	<p>上等に資するため、集取品の試験結果をデータベース化し、利用者が活用し得る形で提供する。</p>	<p>ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示の内容の実際の品質との一致に関する検査の実施 	<p>ジにデータ提供している旨を掲載し、要望に応じて利用者が活用し得る形でデータを提供した。</p>	<p>13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A 13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>
<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託 土壤改良資材の品質保全に資するため、都</p>	<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託 土壤改良資材の品質保全に資するため、都</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集取品の試験結果のデータベース化及び要請に応じた利用者への提供 <p>上記の各事項について、各年度の年度計画において設定されている具体的目標に基づき達成度を評価することとし、その評価方法は以下のとおりとする。 A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託試験の依頼実績はなかった。 なお、依頼試験の内容に応じた標準処理期間を定めた。</p>	<p>13年度 — 14年度 —</p>

<p>道府県、農業者等被検査者以外の者から依頼を受けて土壌改良資材等の試験を実施するとともに、検査所において検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。</p>	<p>道府県、農業者等被検査者以外の者からの土壌改良資材等の依頼試験については極力実施することとし、肥飼料検査所において依頼試験の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。</p>	<p>価点数の合計</p> <p>(依頼がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。</p> <p>A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 4点 B: 2点以上4点未満 C: 2点未満</p> <p>ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じてS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じてD評価とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等からの依頼に応じた依頼試験の実施 ・試験内容ごとの標準処理期間内の処理 <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じてS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じてD評価とすることができる。</p>	<p>15年度 — 16年度 — 17年度 —</p>	
<p>(2)(1)の業務に附帯する業務</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務</p> <p>○研修及び指導等 【各年度における評価】 指標＝以下に掲げる事項の評</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務</p>	<p>13年度 — 14年度</p>
<p>ア 研修及び指導等 土壌改良資材の品質に関する表示の適正化</p>	<p>ア 研修及び指導等 土壌改良資材の品質に関する表示の適正化</p>	<p>ア 研修及び指導等 要請がなく、実施しなかった。</p>		

<p>の確保及び品質検査技術の向上を図るため、製造業者等に対して研修等を実施する。</p> <p>また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容を実施し、その結果を評価することにより、研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>の確保及び品質検査技術の向上を図るため、製造業者等に対して研修等を実施する。</p> <p>また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容を実施し、その結果を評価することにより、研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>価点数の合計</p> <p>(要請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。</p> <p>A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A: 6点 B: 3点以上6点未満 C: 3点未満</p> <p>ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要請に応じた研修の実施 ・アンケート等の実施 ・アンケート結果の評価に基づく研修又は講義の内容の改善 <p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。</p> <p>A: 計画どおり達成した B: 概ね計画どおり達成した C: 計画どおり達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>— 15年度 — 16年度 — 17年度 —</p>
<p>イ 国際協力 輸入土壌改良資材の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、要請に応じ、</p>	<p>イ 国際協力 輸入土壌改良資材の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、JICA等の</p>	<p>○国際協力 【各年度における評価】 指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計</p>	<p>イ 国際協力 要請がなく、実施しなかった。</p> <p>13年度 — 14年度 — 15年度</p>

海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。

要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。また、職員の語学力の向上を図るため、必要に応じJICAの主催する研修等に職員を派遣する。

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、
C評価：0点

A:満点×90%以上
B:満点×50%以上かつ満点×90%未満
C:満点×50%未満

〔満点〕=〔以下に掲げる事項のうち評価を行う事項数〕×2点

ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。
(要請等がなかった場合は、当該事項の評価は行わない。)

- ・ JICA等の要請に応じた海外研修生の受け入れ
- ・ JICA等の要請に応じた海外への職員の派遣
- ・ 必要に応じたJICAの研修等への職員の派遣

上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。
A:計画どおり達成した
B:概ね計画どおり達成した
C:計画どおり達成できなかった

ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

—
16年度
—
17年度
—

<p>ウ 行政相談への対応</p> <p>土壤改良資材等関係業者、消費者等からの土壤改良資材に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>ウ 行政相談への対応</p> <p>土壤改良資材等関係業者、消費者等からの土壤改良資材に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>○行政相談への対応 【各年度における評価】 指標＝土壤改良資材等関係業者、消費者等からの土壤改良資材に係る照会・相談への適切な対応</p> <p>(照会・相談がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>A:適切に対応した B:概ね適切に対応した C:適切に対応せず ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>ウ 行政相談への対応 土壤改良資材等関係業者、消費者等からの土壤改良資材に係る照会・相談件数は中期目標期間中に計579件あり、いずれについても適切な対応を行った。</p> <p>13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>												
<p>(3) 地力増進法の規定による立入検査 地力増進法第17条の規定による立入検査を行うに当たっては、当該立入検査の結果について、土壤改良資材の試験の精度を確保しつつ、集中的な試験により試験の迅速化を図り農林水産大臣へ60営業日以内に報告する。</p>	<p>(3) 地力増進法の規定による立入検査 地力増進法第17条の規定による立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。また、立入検査の結果について、土壤改良資材の試験の精度の確保を図りつつ、農林水産大臣へ60営業日以内に報告できるように立入検査を集中的に実施し、集取品を集中的に試験することにより、試験の迅速化を図る。</p>	<p>○地力増進法の規定による立入検査 【各年度における評価】 指標＝以下に掲げる事項の評価点数の合計</p> <p>以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、C評価：0点</p> <p>A:6点 B:3点以上6点未満 C:3点未満</p> <p>ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>	<p>(3) 地力増進法の規定による立入検査 ア 地力増進法第17条に規定する立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施した。 イ 立入検査を極力当該月の一週間以内に実施し、集取品1カ月分を一括して試験することにより、試験の迅速化を図った。 ウ 全ての立入検査について、その結果を、農林水産大臣へ60営業日以内に報告した。</p> <p>表28 立入検査から農林水産大臣へ報告するまでに要した最長日数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日数</td> <td>58</td> <td>58</td> <td>57</td> <td>55</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <p>13年度 A 14年度 (6点) 15年度 A 16年度 (6点) 17年度 A 17年度 (6点)</p>		H13	H14	H15	H16	H17	日数	58	58	57	55	57
	H13	H14	H15	H16	H17										
日数	58	58	57	55	57										

		<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産大臣の指示の下での立入検査の適正な実施 ・農林水産大臣への60営業日以内の報告 ・集取品の集中試験の実施 		<p>13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p> <p>13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p> <p>13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>
		<p>上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。 A:計画どおり達成した B:概ね計画どおり達成した C:計画どおり達成できなかった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>		
4 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律関係業務	4 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律関係業務	○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律関係業務	4 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律関係業務	13年度 — 14年度 — 15年度 — 16年度
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する	【各年度における評価】 指標＝以下に掲げる事項の評	農林水産大臣からの指示がなく、本業務は実施しなかった。	

法律（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項に農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。

法律（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項に農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。

また、その結果については、農林水産大臣に速やかに報告する。

価点数の合計

（要請がなかった場合は、本項目の評価は行わない。）

以下に掲げる事項の評価点数の区分は以下のとおりとする。
A評価：2点、B評価：1点、
C評価：0点

A: 4点
B: 2点以上4点未満
C: 2点未満
ただし、A評価にした場合には、各事項の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。
・農林水産大臣の指示に基づく立入検査の的確な実施
・立入検査結果の農林水産大臣への速やかな報告

上記の各事項の評価方法は以下のとおりとする。
A: 計画どおり達成した
B: 概ね計画どおり達成した
C: 計画どおり達成できなかった

ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

○中期目標・中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績
緊急時等の理由による農林水産省からの指示・要請

—
17年度
—

13年度
A
14年度
A
15年度

		<p>に基づく業務 (別紙のとおり)</p>		<p>A 16年度 A 17年度 A</p>																								
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 適切な業務運営を行うことにより、収支均衡を図る。</p>																												
	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 5年間の総予算 10,646百万円</p>	<p>◎予算、収支計画及び資金計画 指標＝原則としてA評価となった中項目の数 ただし、A評価にした場合には、各中項目の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>A:A及びS評価の中項目数 2 B:A評価の中項目数 1 (又はC及びD評価がない場合) C:上記のA, B以外の場合</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>	<p>○財務諸表 第3 予算、収支計画及び資金計画 収入決算額 政府受託収入、飼料検定収入等の計画を上回る収入が生じたことにより各年とも収入予算に対し収入増となった。</p> <p>表29 収入決算額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額(百万円)</td> <td>1,952</td> <td>2,551</td> <td>1,954</td> <td>2,571</td> <td>1,926</td> </tr> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>1,966</td> <td>2,627</td> <td>1,975</td> <td>2,604</td> <td>1,957</td> </tr> <tr> <td>差額(百万円)</td> <td>14</td> <td>76</td> <td>21</td> <td>33</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>a) (事由) 平成13年度及び14年度：政府受託収入等の増 平成15年度、16年度及び17年度：飼料検定収入等の増</p>		H13	H14	H15	H16	H17	予算額(百万円)	1,952	2,551	1,954	2,571	1,926	決算額(百万円)	1,966	2,627	1,975	2,604	1,957	差額(百万円)	14	76	21	33	30	<p>13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>
	H13	H14	H15	H16	H17																							
予算額(百万円)	1,952	2,551	1,954	2,571	1,926																							
決算額(百万円)	1,966	2,627	1,975	2,604	1,957																							
差額(百万円)	14	76	21	33	30																							
		<p>○経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る取組(支出の削減についての具体的方針及び実績等)</p> <p>A:取組は十分であった B:取組はやや不十分であった C:取組は不十分であった</p> <p>ただし、A評価にした場合</p>	<p>支出決算額 人件費に要する支出が予定を下回ったこと等により、支出の減が生じた。</p> <p>表30 支出決算額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額(百万円)</td> <td>1,952</td> <td>2,551</td> <td>1,954</td> <td>2,571</td> <td>1,926</td> </tr> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>1,831</td> <td>2,545</td> <td>1,857</td> <td>2,406</td> <td>1,869</td> </tr> <tr> <td>差額(百万円)</td> <td>121</td> <td>6</td> <td>97</td> <td>165</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table>		H13	H14	H15	H16	H17	予算額(百万円)	1,952	2,551	1,954	2,571	1,926	決算額(百万円)	1,831	2,545	1,857	2,406	1,869	差額(百万円)	121	6	97	165	58	<p>13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>
	H13	H14	H15	H16	H17																							
予算額(百万円)	1,952	2,551	1,954	2,571	1,926																							
決算額(百万円)	1,831	2,545	1,857	2,406	1,869																							
差額(百万円)	121	6	97	165	58																							

		<p>には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>〔なお、本指標の評価に当たっては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。〕</p>	<p>a) (事由) 人件費の減</p> <p>なお、平成13年度補正予算により措置された無利子借入金635百万円により、肥飼料検査所福岡事務所の建て替え工事を実施し、無利子借入金は平成16年に施設整備資金貸付金償還時補助金により全額償還した。</p>	
		<p>○ 法人運営における資金の配分状況 (人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等)</p> <p>A: 効果的な資金の配分は十分であった B: 効果的な資金の配分はやや不十分であった C: 効果的な資金の配分は不十分であった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p>		<p>13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>
	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>2億円</p> <p>(想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延</p>	<p>◎ 短期借入金の借入に至った理由等</p> <p>(当該年度に係る短期借入金について借入に至った理由、使途、金額、金利、手続、返済の状況と見込み)</p> <p>(借入がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>A: 借入に至った理由等は適</p>	<p>○ 財務諸表</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>短期借入金の借入は生じなかった。</p>	<p>13年度 A 14年度 - 15年度 - 16年度 - 17年度 -</p>

		<p>切であった B: 借入に至った理由等ははや や不適切であった C: 借入に至った理由等は不 適切であった</p> <p>ただし、A評価にした 場合には、達成率及びそ の他の要因を分析し、必 要に応じS評価とするこ とができる。また、C評 価とした場合、要因を分 析し、必要に応じD評 価とすることができる。</p> <p>当該評価を下すに至った経 緯、中期目標や中期計画に記 載されている事項以外の業績 等特筆すべき事項を併せて記 載する。</p>														
	<p>第5 剰余金の使途</p> <p>肥飼料の検査・分析機 器及びIT関連機器等に 充当</p>	<p>◎剰余金による成果</p> <p>(当該年度に係る剰余金の使 途について、中期計画に定 めた使途に充てた結果、当 該事業年度に得られた成 果)</p> <p>A: 得られた成果は十分であ った B: 得られた成果はやや不十 分であった C: 得られた成果は不十分で あった</p> <p>〔ただし、A評価にした場合 には、達成率及びその他の 要因を分析し、必要に応じ S評価とする〕</p>	<p>○財務諸表</p> <p>第5 剰余金の使途</p> <p>当期総損失については、次期繰越欠損金処理し、当期総 利益については繰越欠損金に補填し、残額については積立 金に計上した。</p> <p>表31 剰余金の使途</p> <table border="1" data-bbox="1294 981 1989 1120"> <thead> <tr> <th></th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期総利益(総 損失)(百万円)</td> <td>△7</td> <td>6</td> <td>△14</td> <td>45</td> <td>286</td> </tr> </tbody> </table> <p>a) (事由) 平成13年度及び15年度：次期繰越欠損金処理 平成14年度：前期繰越欠損金に補填 平成16年度：前期繰越欠損金に補填、残額は積立金計上 平成17年度：積立金に計上</p>		H13	H14	H15	H16	H17	当期総利益(総 損失)(百万円)	△7	6	△14	45	286	<p>13年度 — 14年度 — 15年度 — 16年度 A 17年度 A</p>
	H13	H14	H15	H16	H17											
当期総利益(総 損失)(百万円)	△7	6	△14	45	286											
	<p>第6 その他農林水産省令で 定める業務運営に関する 計画</p>	<p>◎その他農林水産省令で定め る業務運営に関する事項 指標＝原則としてA評価とな った中項目の割合</p> <p>ただし、A評価にした 場合には、各中項目の達</p>		<p>13年度 A 14年度 A 15年度 A</p>												

		<p>成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>A:A及びSの割合90%以上 B:Aの割合50%以上90%未満 (又はC及びD評価がない場合) C:上記のA, B以外の場合</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>		<p>16年度 A 17年度 A</p>												
	<p>1 施設及び設備に関する計画 5年間の施設整備費補助金 162百万円</p> <p>業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p>	<p>○施設及び設備に関する計画 (中期計画に定められている施設及び設備についての当該事業年度における改修・整備前後の業務運営の改善の成果)</p> <p>A:改善の成果は十分であった であった C:改善の成果は不十分であった</p> <p>ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要ることができる。</p>	<p>○財務諸表</p> <p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>計画に従い下記施設整備工事を実施した表32 施設設備工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>32</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>27</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>a) (事由)平成13年度：ドラフトチャンバー更新工事(福岡)ほか 平成14年度：実験室改修工事(大阪)ほか 平成15年度：実験室改修工事(大阪) 平成16年度及び17年度：実験室改修工事(名古屋)</p>		H13	H14	H15	H16	H17	決算額(百万円)	32	28	28	27	25	<p>13年度 A 14年度 A 15年度 A 16年度 A 17年度 A</p>
	H13	H14	H15	H16	H17											
決算額(百万円)	32	28	28	27	25											
	<p>2 職員の人事に関する計画</p>	<p>○職員の人事に関する計画 【各年度における評価】 指標＝各小項目の評価点数の合計</p> <p>各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 A評価：2点、B評価：1点、 C評価：0点</p> <p>A:6点</p>		<p>13年度 A (6点) 14年度 A (6点) 15年度 A (6点) 16年度 A</p>												

B: 3点以上6点未満
C: 3点未満

ただし、A評価にした場合には、各小項目の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

◇職員の人事に関する方針
指標＝人員の適正配置、必要な人員の確保

A: 計画どおり順調に実施された
B: 概ね計画どおり順調に実施された
C: 計画どおり実施されなかった

ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

◇人員に関する指標
指標＝年度末の常勤職員数

A: 計画どおり順調に実施された
B: 概ね計画どおり順調に実施された
C: 計画どおり実施されなかった

ただし、A評価にした場合には、達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

(1) 方針
ア 既存業務の効率化を推進することにより人員の適正な配置を進めるとともに、汚泥肥料等の廃棄物由来の肥料、組換え体利用飼料の検査等新たな課題への対応に必要な人員を確保する。

イ 食品の安全性の確保のための肥料、飼料等のリスク管理の強化・拡充への対応を図る。

(2) 人員に関する指標
期末の常勤職員数を期初の107%程度((1)のイに係る増員分を除外した場合にあっては、99%)とする。

(参考)
期初の常勤職員数 139人
期末の常勤職員数の見込み 149人
(うち(1)のイによる平成15年度の増員は、12人)

肥料及び飼料の安全性に関する監視体制の強化等の新たな課題に対応するための人員配置について検討し、必要な人員を確保するための予算・定員要求を行った。

○組織規程
表33 年度末常勤職員数

	H13	H14	H15	H16	H17
職員数(人)	137 (1)	138	149 (1)	148 (1)	149

a) ()内は欠員数

表34 人件費決算

	H13	H14	H15	H16	H17
人件費決算額 (百万円)	1,297	1,029	1,023	1,032	1,025

(6点)
17年度
A
(6点)

13年度
A
14年度
A
15年度
A
16年度
A
17年度
A

13年度
A
14年度
A
15年度
A
16年度
A
17年度
A

人件費総額見込み
5,593百万円

(3) その他、人材の確保、
人材の養成などについて
の計画

人事院主催の国家公務
員採用試験合格者名簿か
ら、職員を任用するとと
もに、国等が行う研修へ
の職員の参加、国の機関
等との人事交流により、
職員の資質の向上を図
る。

各年度の年度計画において
規定されている具体的目標に
基づき、達成度合いを評価す
る。

◇その他人材の確保、人材の
養成
指標＝職員の任用、研修への
職員の参加、国の機関
等との人事交流の実施
状況

A:計画どおり順調に実施され
た
B:概ね計画どおり順調に実施
された
C:計画どおり実施されなかつ
た

ただし、A評価にした場合
には、達成率及びその他の要
因を分析し、必要に応じS評
価とすることができる。また、
C評価とした場合、要因を分
析し、必要に応じD評価とす
ることができる。

○職員採用・異動状況
表35 職員採用

	H13	H14	H15	H16	H17
採用職員数(人)	10	4	11	7	3
うち女性(人)	5	3	6	3	2

表36 他機関との交流

	H13	H14	H15	H16	H17
転出(人)	13	18	11	20	16
転入(人)	9	17	17	19	18

表37 研修参加等の実績

	H13	H14	H15	H16	H17
参加(人)	29	38	31	47	44
一般研修(人)	14	16	20	22	23
技術研修(人)	15	22	11	25	21

13年度
A
14年度
A
15年度
A
16年度
A
17年度
A

[総合評価]

評価に当たっての考え方	評価結果及びその要因等
<p>上記各項目ごとの評価を踏まえつつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該評価を行うに至った経緯や特殊事情 ・中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績その他の特筆すべき事項 <p>等も総合的に勘案して、原則として次の3段階評価により行うものとする。</p> <p>A:計画どおり業務を達成した B:概ね計画どおり業務を達成した C:計画どおり業務を達成できなかった</p> <p>ただし、総合的に勘案し、必要に応じてS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>なお、必要がある場合には、業務の適正化を図るために講ずべき措置等も併せて記載するものとする。</p>	<p>1. 中期計画に定められている項目について評価基準に基づく評価を行った結果、各事業年度の総合評価が全てA評価であったことから、中期目標期間中における総合評価をA評価とする。</p> <p>2. 中期目標期間中において、平成13年の牛海綿状脳症の発生、平成15年の「食品安全基本法」、「遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の施行など、国民の食の安全・安心に関わる情勢は大きく変化し、肥飼料検査所の中期目標もこれに対応して3度改正され、主に肥料、飼料等の安全性の確保に関わる業務が追加されている。</p> <p>肥飼料検査所は、独立行政法人設立当初の業務に加え、これら食の安全・安心に対するリスク管理措置の一端を担う新たな業務にも積極的に取り組み、中期目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>3. 具体的には、次のとおりである。</p> <p>(1) 業務運営の効率化に関する事項について、肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の立入検査等に関して、迅速分析法の開発、データベースの活用などにより業務の効率化を図り、中期計画に定められた目標をいずれも達成し、これにより、肥料、飼料等の安全性の確保の充実が図られている。</p> <p>また、経費の抑制については、中期計画に定められていない緊急要請業務を実施しつつ、毎年度、対前年比で1%以上の抑制、特に最終年度(平成17年度)は、3.2%と目標を大幅に上回る経費の抑制がなされている。</p> <p>(2) 一方、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項については、肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の業務に関して、検査結果等を目標とした報告期限内に全て報告、消費者等への情報提供に関してもホームページ等を活用して適切に対応。また、牛海綿状脳症の発生に伴う対処に関しても適正に実施されている。</p> <p>(3) 更に、年度計画に定められていない緊急時等の指示・要請に基づく調査等の業務に関して、平成13年の牛海綿状脳症の発生に伴う、飼料及び肥料の製造事業場への立入検査の取り組み実施、16年度に輸入肥料のカドミウム汚染を検出し、カドミウム汚染肥料の流通を阻止したこと、同じく16年度に牛海綿状脳症の発生防止するための飼料中の動物由来DNAの検出法を確立、17年度には、安全性未承認の遺伝子組換え体トウモロコンBt10の検査を総力で実施し、流通を阻止したことと併せて、遺伝子組換え体飼料の検査方法を実用化している。</p> <p>これらの実績は、高度な専門的技術をもって社会的に貢献しており、高く評価(S評価)できるものである。</p> <p>4. 肥飼料検査所は、平成19年4月から独立行政法人農林水産消費技術センター及び独立行政法人農薬検査所と統合されることになった。食品の安全性を確保する上で、これまで以上に肥料、飼料等の安全性の確保に関わる業務の重要性は増しており、統合後の新法人においても更に、リスクの高い肥飼料の検査に重点化するとともに、検査の迅速化を図り、肥料、飼料等の検査業務の充実を期待するものである。</p>

(別紙)

中期目標・中期計画に定められていない、緊急時等の理由による農林水産省からの指示・要請に基づく業務

農林水産省からの要請に基づく業務	事業年度報告
<p>【平成13年度】</p> <p>1 分析関係業務 BSEの発生防止を図るため、肉骨粉等の分析鑑定を行う。</p> <p>2 調査関係業務 農林水産省と連携し、BSEの発生に関する感染源及び感染経路の究明のための国内及び海外の試料工場等への調査及び技術的検証を行う。</p> <p>3 確認検査関係業務 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取り扱いについて」(平成13年11月1日付13生畜第4104号農林水産省生産局長及び水産庁長官連名通知)に基づき、業者からの申請に応じ、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の製造事業場並びにペットフード製造事業場の生産基準適合確認のための検査を実施する。</p> <p>4 調査研究 (1) 河川等へ流出する肥料に由来するノニルフェノールの実態解明に関する調査研究を実施する。 (2) 肉骨粉等のPCR法による動物種鑑別法を検討する。 (3) 肉骨粉等のELISA法による動物種鑑別法を検討する。 (4) 飼料用動物油脂の規格設定のための調査を実施する。 (5) 飼料用動物油脂の配合飼料製造工程内残留調査を実施する。</p>	<p>1 分析関係業務 飼料中の肉骨粉等の分析及び鑑定を755点(顕微鏡鑑定570点、ELISA分析140点、PCR分析45点)実施した。</p> <p>2 調査関係業務 農林水産省と連携し、国内59ヶ所(延べ116人日)及び海外8回(延べ12ヶ国、70人日)の飼料工場等への調査及び技術的検証を実施した。 (他に農林水産大臣の指示に基づき、315カ所の飼料工場等への立入検査を実施した。)</p> <p>3 確認検査関係業務 業者からの申請に応じ、製造基準適合確認検査を83件(ペットフード用21件、肥料用36件、ペットフード・肥料両用26件)実施した。 また、確認書を交付した製造事業場について、ホームページに公表した。</p> <p>4 調査研究 (1) 河川等へ流出する肥料に由来するノニルフェノールの実態解明に関する調査を実施した。 (2) 肉骨粉等のPCR法による動物種鑑別法を検討した。 (3) 肉骨粉等のELISA法による動物種鑑別法を検討した。 (4) 飼料用動物油脂の規格設定のための調査を実施した。 (5) 飼料用動物油脂の配合飼料製造工程内残留調査を実施した。</p>
<p>【平成14年度】</p> <p>1 分析関係業務 (1) 代用乳(子牛用飼料)等のミネラル量を分析する。 (2) 英国産のオキシテトラサイクリン(飼料用抗生物質)中の血粉由来DNAを確認する。 (3) 肉骨粉セメント化のために肉骨粉焼却灰のたん白質残留検査を行う。 (4) 飼料用焼成牛骨灰のたん白質を分析する。</p>	<p>1 分析関係業務 (1) 4例のBSE発生牛に共通して給与されている代用乳等のミネラルの含有実態調査について要請があり、市販の代用乳等のミネラルの含有実態を調査し、報告した。 (2) 英国産のオキシテトラサイクリン(精製級)の製造用培地に羊に由来する血粉が使用されている事実が判明し、これらに係る事実関係の調査について要請があり、当該抗生物質の原材料を調査するとともに、PCR法により動物由来DNAの有無を確認し、報告した。 (3) 肉骨粉の焼却処理条件の妥当性を確認するため、肉骨粉焼却灰中のほ乳動物由来たん白質の残留に関する検査の実施について要請があり、PCR法により肉骨粉焼却灰中の動物由来DNAの有無を確認し、報告した。 (4) 飼料安全法に係る検査の信頼性を確保する観点から、焼成牛骨灰中のたん白質の定</p>

- (5) エンドファイト(粗飼料中の有害物質)による牛の事故に対応した分析を行う。

2 調査研究

- (1) 飼料用動物性油脂のサンプリング方法に関する調査を行う。
- (2) 貯蔵サイロからのとうもろこしのサンプリング方法に関する調査を行う。
- (3) 梱包乾牧草のサンプリング方法に関する調査を行う。
- (4) 飼料用動物性油脂中のコレステロールの分析法に関する調査を行う。
- (5) 飼料用脱脂粉乳中のクロラムフェニコール(抗生物質)の定量方法に関する調査を行う。
- (6) 生菌剤飼料の薬剤耐性因子の伝達性に関する確認試験を行う。
- (7) デストマイシンA製造原体(飼料用抗生物質)の含有比率に関する確認試験を行う。
- (8) 組換え体利用飼料の安全性確認の法的義務化に伴う組換え体利用飼料の検査方法の確立を行う。
- (9) 厚生労働省が策定するデオキシニバレノール(かび毒)の分析法にかかる共同研究へ参画する。
- (10) 輸入飼料への農薬等の混入実態に関する調査を行う。
- (11) たい肥及び敷草等に含有する有機塩素系農薬の分析法の開発を行う。
- (12) たい肥及び敷草等に含有する有機塩素系農薬の実態調査を行う。

3 その他

量試験の実施について要請があり、Lowry法により当該飼料中のたん白質の含量を分析し、報告した。

- (5) 家畜中毒事故発生農家で給与されていた輸入乾牧草中の毒素の定量試験の実施について要請があり、液体クロマトグラフ法により当該飼料中の毒素の含量を分析し、報告した。

2 調査研究

- (1) 飼料用動物性油脂の検査の信頼性を確保する観点から、サンプリング方法の検討について要請があり、飼料用動物性油脂を輸送するタンクローリー車からのサンプリング方法を検討し、サンプリング方法(案)を取りまとめ報告した。
- (2) 遺伝子組換え体利用飼料の検査の信頼性を確保する観点から、国際的に整合性の取れた方法によるとうもろこしのサンプリング方法の検討について要請があり、他法令(食品衛生法等)に基づくサンプリングの実態等を調査し、サイロからのとうもろこしのサンプリング方法(案)を取りまとめ、報告した。
- (3) 梱包乾牧草等の検査の信頼性を確保する観点から、国際的に整合性の取れたサンプリング方法の検討について要請があり、採取用ドリル等を用いた乾牧草のサンプリング精度等を検討し、梱包乾牧草のサンプリング方法(案)を取りまとめ、報告した。
- (4) 反芻動物用飼料の製造工程に反芻動物由来油脂が残留していないことを確認する必要があるため、これらを検証する方法の検討について要請があり、動物性油脂に含まれるコレステロールに着目し、ガスクロマトグラフ法によるコレステロールの分析法(案)を取りまとめ、報告した。
- (5) EUからロシア産の脱脂粉乳中からクロラムフェニコール(抗生物質)が検出されたとの情報提供があったことを踏まえ、我が国に輸入される脱脂粉乳中のクロラムフェニコールの分析法を早急に整備するため、クロラムフェニコールの定量法の検討について要請があり、食肉中のクロラムフェニコールの定量法を参考に定量法を検討し、その概要を報告した。
- (6) 生菌剤の耐性因子の伝達に係る調査について要請があり、耐性因子の伝達に関する調査を実施し、その結果を報告した。
- (7) デストマイシンAの新たな分析法の確立及び新たな分析法の精度の検討等について要請があり、定量法について検討し、報告した。
- (8) 組換え体利用飼料については、我が国と同等の安全性審査制度を有する外国政府の審査により安全性が確認された飼料の混入許容基準が設定されることから、その混入率の検査方法の作成について要請があり、「組換えDNA技術応用飼料の検査方法」を作成の上、報告した。
- (9) 厚生労働省が暫定的に設定したデオキシニバレノール(かび毒)の分析法の改良等のため、共同研究への参加について要請があり、共同分析試験に参加するとともに、厚生科学特別研究カビ毒研究会議に出席し、今後の、分析法開発に係る共同分析の実施等について意見交換を行った。
- (10) 我が国で使用が認められていない無登録農薬が輸入飼料穀物に使用されているのではないかとの問題が提起されたこと等を踏まえ、農林水産省の委託費による輸入飼料中への農薬等の混入実態に関する緊急実態調査について要請があり、これを実施し報告した。
- (11) 古畳のわら、敷草及びたい肥等の肥料中の有機塩素系農薬については、実態が明らかでないことから、当該調査についての要請があったため、分析法の開発を行った。
- (12) 開発を行った分析法を用いて、たい肥等に含有する有機塩素系農薬の含有実態調査を行った。

3 その他

- (1) 組換え体利用飼料の安全性確認の法的義務化に伴う再審査事務を行う。
- (2) 牛用配合飼料中の動物由来たん白質混入に関する調査を行う。
- (3) 飼料検査業務へのGLP(適正試験基準)導入のための調査を行う。

- (1) 組換え体利用飼料の安全性確認の法的義務化に伴い、安全性評価指針により安全性が確認された品種について、新たな法に基づく基準に則していることの再確認について要請があり、再確認審査書類の技術的内容の検討等を行い、報告した。
- (2) 都道府県が実施した検査において牛用配合飼料への動物性たん白質の混入が疑われる事例が認められたことから、動物由来たん白質の混入の有無に係る検証について要請があり、当該製造工場の製造工程の現地調査及び動物由来たん白質の分析を実施し、同工場における動物性たん白質の混入の可能性を検証の上、その結果を報告した。
- (3) 飼料安全法の検査品の試験結果について、より一層の信頼性の確保を図る執拗があるため、飼料検査業務にGLP等の制度を導入するための調査について要請があり、OEC D-GLPやISO等の信頼性保証制度の調査及び飼料検査への適用に関する技術的な問題の検証等を行った。

【平成15年度】

1 分析関係業務

- (1) 輸入及び国産稲わら中の有害物質等の含有実態調査を行う。
- (2) 配合飼料中のフモニシンの含有実態調査を行う。
- (3) 魚粉中のひ素の形態別(有機・無機)定量法を開発する。
- (4) 輸入エビガラ中のダイオキシン含有調査を行う。
- (5) 第二リン酸カルシウムの動物由来又は鉱物由来を判別するためのX線回折及び蛍光X線分析を行う。
- (6) 特定普通肥料の政令指定に資するための汚泥肥料の栽培試験を行う。
- (7) 特定普通肥料の政令指定に資するための汚泥肥料の施用による土壌及び植物体のカドミウム吸収調査を行う。

2 調査研究

大形輸送容器中の魚粉の収去方法調査を行う。

3 その他

- (1) 動物性油脂の製造実態調査を行う。
- (2) 抗生物質及び合成抗菌剤の指定時における毒性試験の調査を行う。
- (3) 化製場への県の家畜防疫上の確認調査に際して、飼料安全性確保の観点から助言を行う。

1 分析関係

- (1) 加熱処理した中国産稲わらの輸入が再開されたこと等から、中国産及び国産稲わら中の重金属、農薬等の含有実態調査要請があり、試料の収集、分析を行い、報告した。
- (2) 欧州でとうもろこし中のフモニシン検出が問題となったこと等から、配合飼料中のフモニシンの含有実態調査要請があり、これらの分析を行い、報告した。
- (3) 魚粉中のひ素含有量は全ひ素として有害物質の指導基準が設定されているが、有機体及び無機体により毒性に差があるため、これらの分別定量法の開発要請があり、検討を実施し、報告した。
- (4) 欧州でエビガラ中のダイオキシン検出が問題になったことから、輸入エビガラ中のダイオキシン類含有実態調査要請があり、これらの分析を行い、報告した。
- (5) BSE防止対策において、飼料用第二リン酸カルシウムは動物性たん白質を含有しないものが使用可能となっているため、動物由来及び鉱物由来の識別法について検討要請があり、これらのX線回折、蛍光X線分析を行い、結果を報告した。
- (6) 汚泥肥料6点についてコマツナを用い、植害試験の方法に準じて栽培試験を実施した。
- (7) 汚泥肥料6点についてコマツナを用い、植害試験の方法に準じて、栽培試験を行い、作物体へのカドミウム吸収試験を実施した。

2 調査研究

大形輸送容器に詰めた調製魚粉の収去は、製造事業場の設備により飼料等検査実施要領に基づく収去が困難な事例があるため、実施要領と同等の精度を有する簡便な収去方法について、要請により検討を行い、報告した。

3 その他

- (1) 背根神経節を含む牛のせき柱は、食品安全委員会から「特定危険部位に相当する対応を講じることが適当」との見解が示されたことから、要請により全飼料用動物性油脂製造事業場の油脂製造原料等の調査、結果の取りまとめを行い、報告した。
- (2) 厚生労働省が行っている抗菌性物質、残留農薬等のポジティブリスト化の検討に資するため、要請により抗生物質、合成抗菌剤等の毒性試験(残留試験)に関するデータのとりまとめを行い、報告した。
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ発生農場由来の家きん副産物を、原料として搬入・処理した化成場に対する家畜防疫上の県の指導・確認調査に際して、要請により同行及び技術的助言を行った。

【平成16年度】

1 分析関係業務

- (1) 輸入とうもろこし等のカビ毒の汚染実態調査を行う。
- (2) リン酸カルシウム中のひ素の含有実態調査を行う。
- (3) 輸入ホエーパウダー中のクロラムフェニコール含有実態調査を行う。
- (4) 燃料用アルコール副産物のとうもろこしジステラーズグレインソリュブルのかび毒汚染実態調査を行う。
- (5) パプリカを原料とする飼料中のアフラトキシン汚染実態調査を行う。
- (6) VREを疑う菌株のVRE同定試験を行う。
- (7) 焼成汚泥肥料に含まれるカドミウムの水稲(玄米)への移行量に関する栽培試験を行う。
- (8) たい肥等肥料中の塩素系残留農薬の分析方法の検討及び含有実態調査を行う。

2 その他

- (1) 組換えDNA技術応用飼料申請に係る提出資料等の事前確認を行う。
- (2) アイルランド産めん羊残渣の飼料原料使用状況調査を行う。

1 分析業務関係

- (1) タイ国におけるペットフードに起因するペットの事故原因として、とうもろこし等のカビ毒汚染が疑われる事例があったことから、とうもろこし及びペットフードのカビ毒汚染実態調査の要請があり、これらのカビ毒を分析し報告した。
- (2) 欧州においてリン酸カルシウム中のひ素が高濃度に検出されたことから、リン酸カルシウム中のひ素の含有実態調査の要請があり、国産及び輸入品について分析し報告した。
- (3) 欧州においてフランス産ホエーパウダー中にクロラムフェニコールが検出され問題となったことから、輸入の同国産ホエーパウダーについて同抗生物質の含有実態調査の要請があり、これらの分析を行い報告した。
- (4) 新たに栄養価の設定された燃料用アルコール副産物のとうもろこしジステラーズグレインソリュブルについて、カビ毒汚染実態調査の要請があり、これらを分析し報告した。
- (5) 欧州においてパプリカからアフラトキシンが検出され問題になったことから、パプリカを含む飼料中のアフラトキシン汚染実態の調査要請があり、これらを分析し報告した。
- (6) VREを疑う菌株について、VREであるかの同定試験の依頼があり、これらの試験を行い報告した。
- (7) 焼成汚泥肥料3点について水稲を用いて、栽培試験を行い、玄米へのカドミウム吸収試験を実施した。
- (8) たい肥等肥料中の塩素系残留農薬の分析方法の開発をするとともに含有実態調査を行った。

2 その他

- (1) 農業資材審議会組換え体委員会に提出された組換えDNA技術応用飼料申請関係資料等の内容確認の要請があり、これに応じて関係資料等の確認を行い報告した。(3回)。
- (2) 家伝法により輸入が禁止されているアイルランド産めん羊が誤って輸入され、その残渣の飼料原料としての使用状況調査の要請があり、関係飼料工場の調査を行い報告した。

【平成17年度】

1 分析関係業務

- (1) 輸入乾牧草中の除草剤(クロピラリド)の分析を行う。
- (2) VRE(バンコマイシン耐性腸球菌)を疑う菌株のVRE同定試験を行う。
- (3) 未承認遺伝子組換えとうもろこしの緊急検査を行う。
- (4) カドミウム含量の高い焼成汚泥肥料を施用した場合における水稲(玄米)へのカドミウム の移行量調査を行う。
- (5) BHC等塩素系農薬を含有するたい肥の施用によるキュウリへの塩素系農薬の移行調査を行う。
- (6) 牛ふんたい肥中の除草剤による生育障害の確認試験を行う。

2 調査研究

1 分析関係業務

- (1) 輸入乾牧草等50点についてクロピラリドの分析を実施し、報告した。
- (2) 薬剤耐性菌調査事業において分離された570株のうち、牛から分離された1株についてVREが疑われたのでVRE同定試験を実施し、報告した。
- (3) 未承認遺伝子組換えとうもろこしBt10の緊急検査を実施し、報告した。
- (4) 焼成汚泥肥料3点について、その施用による水稲(玄米)へのカドミウムの移行を確認するため栽培試験を実施し、報告した。
- (5) BHC等塩素系農薬を添加したたい肥の施用によるキュウリ可食部への移行を確認するため栽培試験を実施し、報告した。
- (6) 国内の農家においてトマト栽培に使用した牛ふんたい肥により、生育障害が発生して問題となり、原因が除草剤成分(クロピラリド)によるものと判断されたことから、生育障害との因果関係の確認のため、植害試験等を実施し、報告した。

2 調査研究

- (1) 未承認遺伝子組換えとうもろこしBt10の定量法を開発する。
- (2) 豚肉骨粉中の動物由来たん白質を検出するマイクロプレート法及びイムノクロマト法（簡便法）の共同開発と公定法化に向けた実証試験を行う。

3 その他

- (1) 組換えDNA技術応用飼料の安全性確認の申請に係る提出資料等の事前確認を行う。

- (1) Bt10の定量法について、食品総合研究所と共同で開発し、報告した。
- (2) 豚肉骨粉等22種類を用いて、モノクローナル抗体を利用した「メライザテックキット」の実証試験を実施し、農林水産省に報告し、消費・安全局長通知が改正された。また、イムノクロマトキットについてELISAキットとの相同性を確認し、開発改良を行い、報告した。

3 その他

- (1) Bt10等5系統について安全性確認に係る提出資料等の事前確認を行い、報告した。